軍用記

和書門 類
一七三四七 號
一七九 函
八 架
三 冊

内閣文庫
和書 類
一七三四七 號
三 冊
一五四 函
二 架

兵法 五ノ三

納本

内閣文庫
番號 和 17347
冊數 3 (1)
函號 154 12

154-12

綴じ部(喉部分)の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

軍用記

序

古我同氏なりし因幡守か記し置し舊記に云旗幕なとのたぐひは家々の吉例を用来れは間にはその家もかはるなれど我家に用来る筋なれは誰とてみなても武邊の覚あらん人用る流をまなふべし出陣帰陣の法首組敵の取扱以下實検の

淺草文庫

作法扇の二つしらへ様も右に同じと云
我家ハ殿中の立ふるまひを教る家にて
軍陣の作法をなる家にあらず然るに昔
より家に残り伝へし軍陣の事記せる
旧記も旧説もあり其外諸説を集て
一書となし軍用記と名付し是我家
の流儀といふにハあらず又是を人にしめ
さんとにもあらず唯我子孫に

軍陣の作法知らさん者の為に書集る
所也此書の趣を人に伝んことを憚て
と云ぬ何となれハ我家にて教べき事に
あらざるが故也

寶暦十一年辛巳十月六日　伊勢平蔵貞丈書

軍用記第一

目録

鎧下小袖
鎧直垂
同袴
小大口
梨子打烏帽子
引立烏帽子
折烏帽子
鉢巻

脛巾
四幅袴
補
侍烏帽子
後二年合戦ニ見エタル折烏帽子
烏帽子集説
烏帽子掛

軍用記第一

伊勢貞丈著
千賀春城補

鎧下の小袖の事

鎧の下に着する小袖も常の小袖に替ることなし地は貴人は綾織物平人は練貫平絹などを用ゆ又暑き時は生絹麻布なども袷に綿入も常のごとし又近世袖狭く細身にて袖を肩のごとく狭くしたるを用ること有袖をほそくきることは籠手をさすに宜しきためなりいづれもたけはみじかきをよしとす

ゑいまし〳〵袖細し名付しハ素襖の袖の下をとりて細くしたるをいふ是ハよろひの下に着たる故にハあしく将の時に着せし素襖なり

帯も常の帯なり替る事なし

まづ其たぶさぎ（かふりの之）も常のごとし今世ハさがりの前端に緒の前方を縫付て其緒の末をくびにかくる様に志しらへたるもありさがりのもげまさらんが為なり是を用る事も人々の志ゝ從ふて任すべし

鎧直垂仕立やうの事

将軍家のひたゝれハ赤地の錦なり（古代ハ将軍家に限らず）

赤地のにしきのひたゝれを用ひ参考保元物語義経白川殿夜討の事といふ条に嫡子中務少輔重盛生年十九歳赤地の錦の直垂に沢瀉おどしのよろひに白星の甲を着云このお旗楯平家お旗源氏増鏡平治お旗保元お旗兼久記ホにみえたる文こそなお将軍家にかぎらず赤地のにしきを用ひられし證しハ大抵ハ十にハ九ハ赤地の錦の直垂を着するゆゑなり見るべし平家お旗待賢門の軍の条に左衛門佐重盛生年廿三才今日の軍の大将なれハ赤地の錦の直垂しあり又実盛が討死のおりひでゝそ宗盛への給ひし時赤地の錦ひたゝれを給ひしなどまで赤地を着する事を許されしあるべし大将赤地と限りたる事ハなき事なれども乎の色ハ稀なる事なり

浮没後をうけてねらふべしまして織付るもあり裏絹綾べし

大将の直垂ハ相生のまるに染るもあり裁縫のことハ吉日（暦にある吉日或ハ吉日あり）吉時（子の時より巳の時までの間）吉方男ハ神又王に向ひ柳の尺にてさし裁べし（女の方）

刀を前へ引べしうしろて刀をさき（裁なり）かき

板同様なり　杼を用る事ハ筋木にて勢つよき手の方ある故なり　亟盈の上

ちゝまの器量にあるべし　袖ハ緯のすぢを

一幅をまりて二幅宛にて左方にあるべし　一緯

そすぢを中より裁く定てそでに二幅にするなり　半幅を一すぢく宛てそでなり　中より裁なかして又縫合せ　畢竟ハ袖廣さましきの一すぢなり　袖二幅にてハ長くて悪し　一幅をましくす　左右市二幅などの幅にあるべく　是口傳あり

長さまたハ　襷の長サのものなり　たびの結うくる総ん縁の

むすびの数おほ六ツ、うしろに三ツ以上九ツあへ袖の

左方に五条の　変縦云啄木の糸なり　九打の糸すてつがり

を入て襷の左右とも袖口のごとくくりまを入

べし　袖口のくりまハ引通し下のむすびめど

まりまて糸のこちらくりを左合むすびめのきさ

に一むすび一ふせ　斜く　左て又一むすび二ふせ

斜く　重二　左て又一むすびふさ三寸斗までべし　亟盈

のうしろの縫め五所元の　先きくごとく糸を乱

して葉しぢ　ふさをうちひろげて菜の花のごとくなるべし　二ツ宛べし　襷の

すハちの縫しめ左方に三ツとム六ツ肩べし　むを

中手くくりのふさの長さちりの　はなくむすびにくく　襷にれさる

様にむすぶべし　其むも又葉しぢに同色なり此

ど三寸あまり六寸を二ツにきりて　亟盈のありを

とへさまり　むき通して左さきをときひ

つけてぬけさるやうに留べし　むかハ黄糸に

小袖を着て
その上に鎧を
きせし結を
結ぶ鎧の

てむすびふさ結びにして糸さきを乱す也し
袴のこし白く精好(せいかう)うしろ表緑をいくえ
もおりあはせてくけ目上よりなゝめに縫を
地の糸に表の糸まで二とほり〈針三〉さしに縫
右の袖口の糸は右より左の袖口の糸は左より
なり其は常にして右や紗まで仕立法紋を深
付るなり色も相生(さうせう)の一色を用ゆ平侍以下
無紋かちん裏緒深へ〈一つにても〉を左右の袖を二ツ
をりまくまるべし仕立同前
鎧直垂これの次に襟(えり)襷(さて)の上に精好の小大
口をくべし長サ人の背丈に応じて一の字に襟口の

上に直垂を
着る古式の
鎧の着やうは
つゞかざる身
なるべし

十二の紐をば
元と云ふ袖に
大針十二とぢ
てある也その
袖くゝりの結
をしむきとも
おのおの十二
の紐ぐ出来ル
なり其ひも
を引ふくろふ
を十二の紐で
括ると云

まくべし襷帯〈直垂のうへにむすぶ おしかひなり〉白布せいこうを本也
是も深て家の紋をぬふ事あり大将は白く
無紋を用ゆべし直垂の上下四のくゝりは
袖口の左右袴の下のくゝり左右股と足のくゝり
なりくゝりあぐる事の左もぎざん〈あげてうなり 紐の〉
の事は押へるなり右は袖口は十二の紐を
元くゝりし次にもとゆゐにして袖口の内へをし
こむべし弓懸の結ともやうに同じ左も
うての〇の一の板の上に当る同く袖口に
十二の紐をとりくゝりをしめ結に元合せ
志かくゆるとく二ツまくとく袖の下にをし

あり襷の十八の結び是に通じあるべし

入べし襷ハ緒違ます大口を押ゆるく緒の上まで緒のくゝりをしめて志めつと結てくゝりの余二ツ乞てくゝて襷の内へ押入べし結びの数後ニ二ツあまりに六ツたにま十八結びあるゆゑにくゝりをとよんべし是ハ肩さきの結びハいくつまでも不苦是亦大概此分なり

菱烏帽子の事

りくゑ烏帽子よりひ結びさまの古実今の世にハ不家流をたゞしめ知る人なし考ふべし猶末すべし

りくゑ烏帽子に二の形あり一にハ梨子打烏

補

建保職人尽歌合烏帽子折月の題八番

家長の烏帽子しほをいかにせんねるますくあきし月のれこれ又ハ拾遺和歌集巻十二雑七十一すりもかり烏帽子のかしのそけて白きを下ぬ烏帽子あるにとくるの烏帽子しきりくしもちいさきをもしかまりとろふ秋まてうしてあるむ

又野宮宰相

帽子二ツにハ引立烏帽子二ツにハ折烏帽子かゝりいづれも甲の下にかぶる烏帽子なり菱烏帽子といふハ烏帽子をもとて作るにあしらうそく和らかにして折てかぶりそれを又ハ立あがりしておのづから来ある形を烏帽子と云(或ハ精好を用ゆ)梨子打烏帽子此ハ綾之(或ハ精好を用ゆ)帽子一の緒まで(五倍子総密也)漆にてうすくぬりを二三枚重てうすしを(ひき結ぶあり)たまに引てうるしまでぬり裏に付る人おほしやうやう二のまこしらえて結あるべうし紳巻に付中にあり是ハ甲の下に

国立公文書館 National Archives of Japan

定基が曰ゑぼしかけと帽子
こそやうの殺
下昔ハ指を
用ひたるもれ
今ハ随ハ漆
まてかためん
ふるきハわり
まそれハ内面
に有りしと見
へしり以上の
ことは中禁
手前ゑぼしを
あやまりたるを
まて作る法
ますべし

差をへきたゆゑ甲をとる日用ハゆがけのこのハ
りしらりちぎりしらで撃を弦天のたそれある
まよりて気を用る弦に合戦のあしん白ハ
大将軍気を用る軍陣の時大笠懸を云大将
遊物の笠懸　射る事あり又時ゑぼしの紫の名ぶし之
流鏑馬也
代に用ることあるべし薄くちり指ハ口傳有之を
ゑぼしありて紫革を用べく丈る紫ハ
を兼たるハ云紫皆三位ありて喜んねり混立
口傳に云ゑぼし大小ハ人々の指の寸を定めて
ゆるかす　ゑぼしの寸ひらの五へ縫をつまし　ね
ゆうに拵て合て作るべし指の先りの寸二寸

あしハゑぼしの高さ一寸なり　少し長くも人の指によるべし
何れも大小のつまりを用ゆべし弦の紋何と
てハ不定細さある紋あるを用ゆべし此紫革ある
ゑぼしハ表ハ弦こしらへにねりの薄き革の
紙を用てねりたる弦ありハ内に有り裏ハ
うるしぬることなし表にうすく漆をおと
て糸をてくけ合する也ゑぼしのうすく口に
ゑぼしとるの弦を用べし口寸ほどの細き
紐絃を二つに折て弦の先をゑぼしの内へ
両端一寸ほどへくき表へ出して指に表裏へさし
通しとぢ用べし細糸にてとづるなり

又云鉢巻に付 根鉢巻とて二つに折たる中の
所を廿部寸 たゝみて凡そ四寸ほどに折 かどの方を忍緒しの
ひさしの内へ入てくゞり付るなり表へ出し結
掛に結びて其まゝ付て忍緒しの内へ入る分
鉢巻一寸ほどはさみ入る但またまきには前にて、
うしろにてむすぶばかり 鉢巻ありしうしろの方ハ忍緒しと
めを鉢巻の上にてまく忍緒しとめのところの
内よりまちまきをはさみて竹針をさして留え
忍緒しは付目よりまちまきの先をひとつけてうしろへ出してうしろにてむすびとめわかりやすくし
鉢巻を忍緒しにてくゞり付をして両耳のそばを
又忍緒しを頭に引かけて其上より次ちまきに

をまくるなり後ハ針まてともむる自ら
又云折掛甲をうつむけ附ハ忍緒しを折包みて
甲をかぶるなり三寸折掛ハ忍緒しのうしろを
ふかく左右のすそへ差し入て両方のうきより取の形
に後へまでやり忍緒しの先との所ハたてへ折
ふせておくなり
甲をぬぎてみる時ハ右のごとく折たる忍緒しの
先との所を揃えて引きてなる八本のごとくに忍緒し
にあるなり 古き物語などに折忍緒しを引こしあり八件の折たるを引こたるなり
又云兜を着るハ立物鍬形三位ありしあるを
どもけ官位のところにありて大ねのぬきる

なほし也 東鑑云大ねのこゝに限りて新著袍長享元年
九月十二日朝間陰巳刻晴今日征夷大将
軍従一位行権大納言源朝臣義尚江州佐々木六角実名
可御退治中略政資朝臣雑梨子打烏帽子九縫物鎧直垂云云 又高館草子ニ云
むさしばう弁慶ハ其日のしやうぞくにハ いつものことくかちんのひ
たゝれに こづまをとしのよろひを きて こつりきんのくさ
きしいまでくつしよろひハ よろひのそでとふたつながら 二尺ちかくあるうち
十文字のやりを さしつかへ ぬはしこうち つかへて あをや
たゝんで おちのびて こもゝぞうをしんしく は発句へいそぎて 三百の
てんより中門のらうまいでゝ かみをよこしてをかけて あるに
むきて打くつりけりと云云 付木の
子山の火 なき 等 まづりしぞ
きの烏帽子を染みておとといふもの 衣をきるに
のりをこうす ゆきうかみしを そすを きるしも あいさおと
いふなり 又 うる しある もあさく ゝゝすく ぬるを
あしおといふなり 此烏帽し 緒を通してつ一のよ
まりうしを さるる して こふて ぬゆるに あさく て

ぬる ものし 打 烏帽子をの 云也 紗しとハ木のこ
しおとに ぶべきを 中の やの 中子を 出して たしおと
いふあきべし たやすし にいへハ 磨 ちらくして ふまする こし たり
引立烏帽子と事一名風んぬりとも 風りぬり
ともいふ 但 風りぬりとハ あやまり べん なりと
いふ 加え弁 慶をしき 矢 名あり 東鑑 様するに うつきに 實あ 後
に 弁慶 ふぶあし いゝるの 公家ハ 本く 乎 武士 ハ あし 一二を あげらく 微 しせん 平家物語巻
風りなりと 乎ハ 一 二を あげらく 微しせん 平家物語巻
十五 緒方 三郎 の 子の 条に 惟栄 ハ 緑 進の 烏帽子に 引 揃の
直垂 打 かけて 了 かくなりて 弓の 弦をさし 膝 て いらかへ
伊村 伝 り 来り 云く 縄 会 年中 行事に 公方様 法 奔向の
条に 公方 様 たれの 縫 縫 なり 金 粥の 肩衣 云く 随兵
日記 に へりぬりハ 出陳の 附 大将 又ハ さくさしあぐきべし
目 たちまきを する き なり 云く 此 降 枝 華 さるると 脈 あるに
弁 ぬりと いハ 加 佐の 方 ぐ 打ち かり こと あまりを 上 へ
引 き つく き 伊 り けん 石 だ し の ゆく に 引 さて く

家 堂蔵

掛ふべし白布をむすぐけにして中程を結
てそのあまりをもつて結ともすぶべし是を
籠きしも着べし其の寸法も用ゆべし此ハ
烏帽子風折烏帽子の大きさのごとし烏帽子
のまきをむすびてまりをくゞりてうしろより
まへさきへ廻りてさすべし此家の口傳にハ中ね
の位用る
口傳に云此度の烏帽子なりとハ此度のごくうる
しなりにまはりをいふなり　梨子打烏帽子ハ
結びて作る故引立烏帽子をハ此度の烏帽子と
云なり其上何のまはりを上へ引立ていふなりといふ

ごくくうちをなくまへまはし所をも角をもかゝりし
て角を引立たるやうに作る也へ引立烏帽子と
いふなり
亦曰　白布をひつくゞけにして中程を結ふて
ハ白布をまつ三分程に引く　烏帽子
の中程乃廻りに穴数あけ結を引通し
せんをむすびてそのあまりを引たらしてもとゞ
がひの下にて結ふなり
又云　此ハ烏帽子をおおきびのごとしといふハさびと云
ハ烏帽子のきめをいふなり一面あるくだて
めをいふ也風折烏帽子なとのやうく太くさぶ

こゝを角るなり此引立烏帽子ハ甲の下にかぶ
る者ゆへうすく柔かにしらへて大さびを
ちぢべし大さび如此 大さびハ方寸廿一寸二分程 さび六分程なり
烏帽子の上をゆるやかにハうしろに烏帽子しこしめ
を付る事之烏帽子しどめのかけ布しめのかけに
かゝりやすくなり
公家の口傳にハ中将の位用るハ公家ハ甲
をかぶりたる時ハ此烏帽子を用ゆるなり
武家の者ハ何官と定りたる事もなし
或説に兵衛りとハむかし烏帽子打者ニ弁
官をあつりしと云といへりこの説

名乗ぶくし弁官といふハ大政官の内の官人
にて左大弁右大弁左中弁右中弁左少弁
右少弁とて六人あり烏帽子打者ハ此一つる官に
ていたし弁なりといふ子納得ならずなり
立引立烏帽子の異名と名乗書べし角り成り
さもいふ子細ハ柔子か烏帽子も角りあり引立
烏帽子ハ角りをとりて成る者なりと云
弁なりといふハへりなりと云
こと紫のあやまりなるべし
地ハ柳さび有り打板ハ左へ打べし左打ハ子細有
形ハ薄黄のくゝり糸又ハ黒きくゝり糸又ハ紫の滴
だらまで用ゆべし二寸の丸り三ツ入るなり

一ツハ形ニ不レたる如きをとがるなり一ツハ後の
ひざをとがるなり一ツハ内ありて侍のきるすの
かり但二ツ針入置しかるくきまきハ儀式ニ
の大臣まがしの
よ似るかなり内の葉に似たり
口傳曰形まがしといふに不く有り又家元の
めきるに形まがしし風形まがしかなり基礎
の附かるる形まがしハ平元の形まがし也
軍陣よ用る形まがしハ右の二条にハ定まり
色ハ白と黒がしを形たる色も甲の中にかぶ
るなるすしゆるくるに作るなり
又云地ハ柳きざみといふハ柳の葉の形のやく細く

たくみきざみをさするかなりきざみの名ハ引立まがし
しの形に云ごとし柳きざみ

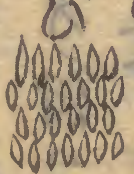

如此 一寸太さ一寸九分程
きざ一分
玉臣かど
又云左形ハ子細ありて云ハ左の方へ形たる云
子細なる子細ハ右勝の利来にまがしを形
て甲の手にめきたる時ハ左の形を左へおるる形
をまきをまかるかなり左に右形右形
すへ形くるをを左形し云右形ハ右形と云右の
へをし形左右形と云左の子細ハ右のをまて左の方
いつきり軍陣の形まがしハ左へ形たる中へ右形と
なきりといふ右へ形ハ右へ形といふ
針一ツハ入てのすてといふハまがし一筋にすすむ
まがし一筋にさすすのおすに針すまに同し針ハ

いつれも竹針なり
此折烏帽子をむさくかぶる事もあり
古き書物などに折烏帽子を引立とあるハこの
ことなく引立る時も法ハなし押入て見え
あるに志るしたる引立烏帽子と此折烏帽子
とも其様の差別ハなし両様いつれもあり(?)
なとに陣のせ(?)くに用ひたり素(?)に折のるものハ大
将なり其人ハ用ゐる事なし但侍大将もハ思(?)
右二本の差別しハ皆武家軍陣に用る事
なかしなりしハ公家にも軍陣の附ハ用ゐる事なり
今の世にハ武家にも志るゝ人なし素(?)に折を

垂りなりし見へたかへ又二本を一ッにまとめ(?)
んなるもあり誤なり

襷巻の事

襷巻は二本あり むかしハ襷巻甲襷巻是也
襷巻と云物の絹一幅を両手に折てくるゝ也
両方の端をくけてまちぬひをこまかにして
くけをとり扇にて六尺にあまるべし是ハ
むかしハさはきしの寸尺なり但人の肌によるべ
べし此襷まきハ一丈にあまりたるハ思き
志ろき二重なり萌黄糸にてとぢたるなり
口傳に云くろき志ろき二重にしていふハ紐につゞ

きてハ黒くも白くもをもちゆるなり大将ハ必
紅を用ゆる事なり以下ハ白にても黒にて
も用ゆべし其外の色をも用ゆる事ハ人々の
心のまゝなるべし

脛巾

はゞきの事

はゞきハきやはんともいふなり此名あての事
よくなり地ハ錦なり又ハ布にても苦しからず上下
の緒ハ二つにしすゞしをもちゆるなり赤き糸の見
ゆる白ハ尾籠之地ハ絹にても布にても縫ふ筋
しうしろにあるつりをすゝるなり緒ハ長さ
二尺五六寸斗人の其稀の大小によるべし

鎧直垂ハ鎧ノ下ニ着スルナリ着用ノ次第ハ三ノ巻ニ見ヘタリ

此半幅ト云ハ錦ノ半幅ヲ云 錦ノ半幅ハ常ノ絹一幅程ノ廣サナリ

錦ナラハ紋付ズ但シ好ニヨルヘシ

鎧直垂前

此エリノ縫メノ上ニキクトヂヲ五ツモ七ツモ並ヘ付ル事モ有 左右同シ

キクトヂカ子ザシニテ径二寸ハカリ色ハ何ニテモ

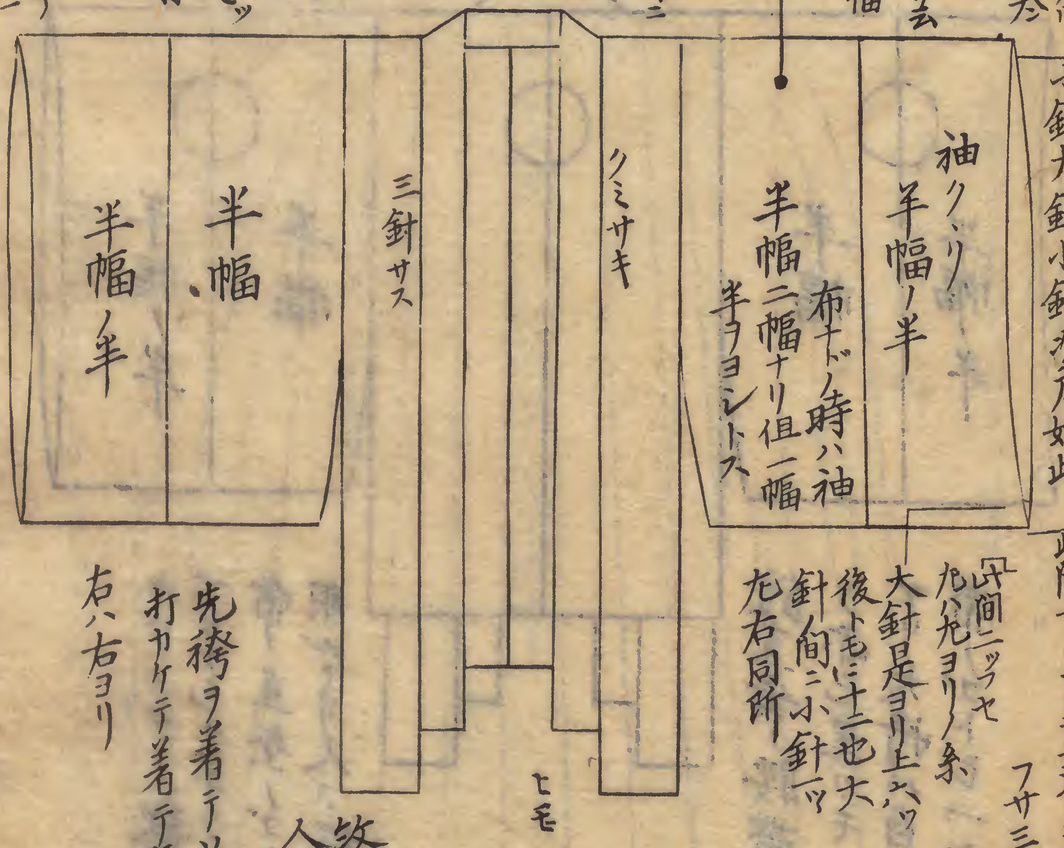

小針大針小針次第如此

此間一ツッセ手一束ノ事ナリ

フサ三寸

此間二ツッセ 左ハ左ヨリノ糸

大針是ヨリ上六ツ 後トモニ十二也大針間ニ小針一ツ 左右同所

同シ

裁縫常ノ直垂ニカハル事ナシ袖ノクリアルト胸紐ノ付ヨウキクトヂノ遠タルバカリ也布ニテ仕立ルモ

左ヾミノ組三尺六寸ヲ二ツニ切テ付ル

紋ヲ付ザル事モ人ノ好ニヨルヘシ

先袴ヲ着テソノ上ニ直垂ヲ打カケテ着テ腰帯ヲスル也

右ハ右ヨリ

袖長サタケバカリニテ一尺二寸程也但人ノ大小ニヨルヘシ長過タルハ悪シ

キクトヂノフサ平クヲシヒラメテ菊ノ花ノ如ノレテトヂ付ルナリキクトヂ二ノ間八五分バカリナリ

キクトヂ大サ径一寸五分バカリ又ハ二寸バカリモ

同後

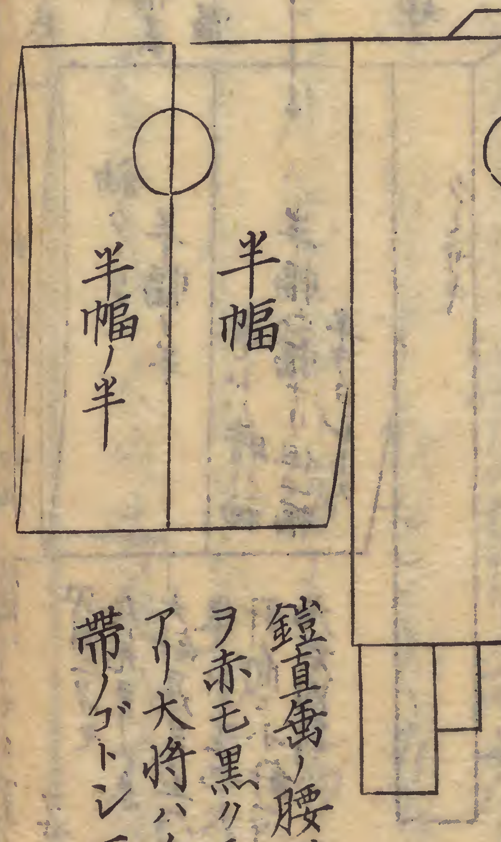

キクトヂノ数一所ニ二ツモ三ツモ又一ツニテモ又キクトヂノフサ一ツモ付ズ常ノ直垂ノゴトクナルキクトヂヲモ用ルナリ人ノ好ニヨルベシ

鎧直垂ノ腰帯ノ事白布又ハ精好ヲ赤毛黒クモソメテ家ノ紋縫事アリ大将ハ白無文ナリ狩衣ノ腰帯ノゴトシ一重マハリナリ

大針五
小針四

同袴前

前四幅
但錦ハ半幅ヲ一幅ト定ム

前後共ニ大針ヲ也前大針六ツ後大針三ツ左ト右ニテ十八ノ大針アリ大針ノ間ニ小針ヲ

スヽクヽリ

左ハ左ヨリノ糸

袖口ノ如ククヽル

はトヂ始ハマチラ付タルヌヒメノ下ノ通リヨリトヂ始也トヂ終モ其近所ニテ終ル也

右ハ右ヨリノ糸

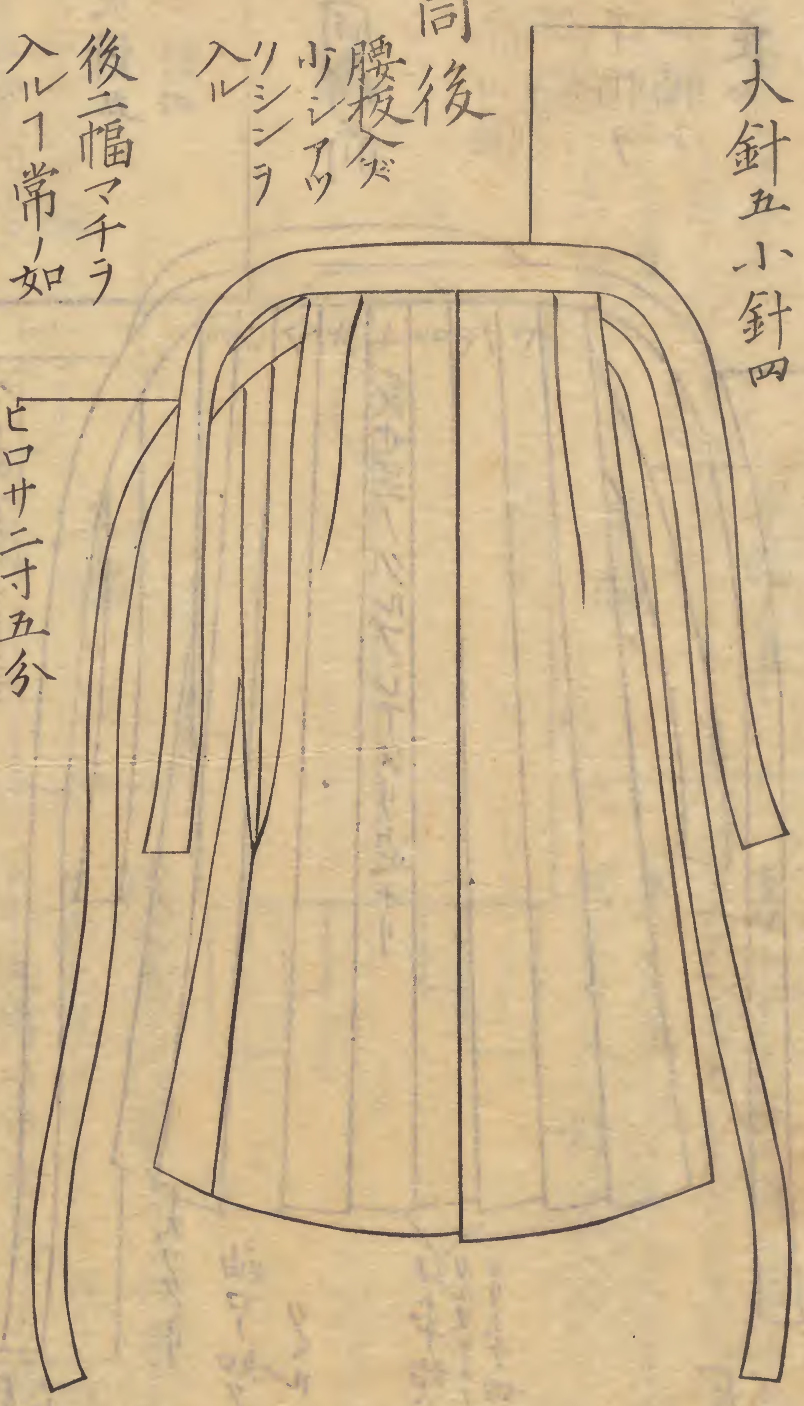
大針五小針四
同後
腰板合ヾ少シアツリシンヲ入ル
後二幅マチヲ入ルヿ常ノ如
ヒロサ二寸五分
但竹尺ニテ

梨子打エボシカブリタル図

右之図後三年
合戦ノ繪巻物
ニ見タリ

ナレウチエボシモヘリナシ引立
エボシハヘリアリ依之ヘリヌリ
ト云

ヘリニハサビナレツヤラヨクヌルナリ

エボシドメ

此所ニカドラ引立テ作ル故引立エボシト云

エボシドメ

右ノエボシヲカフリテ後ノ方
ヲヲシ内ヘヲシ入レハ如此ノ
形ニナルナリ

エボシドメ

此処ヨリオシ入ルナリ

同シクカブリ
タル時ノ形

甲ヲカブル時
ノ折ヨウハ十
シウチニ准シ
知ルヘシ

折烏子ノイマダヲラヌ時ノ形

立エボシ也
是ヲ折テカ
フル也

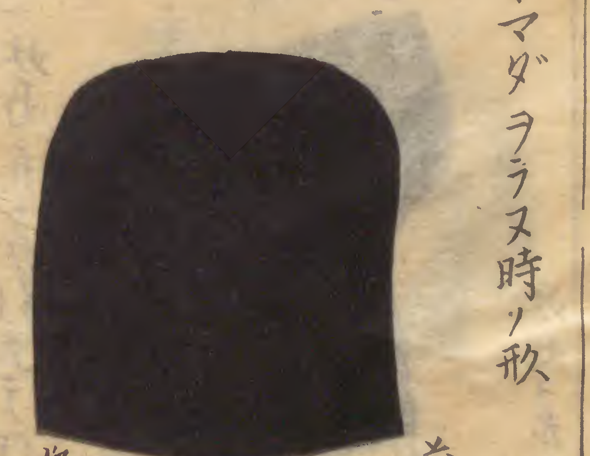

前
後
ヘリナシ

立エボシヲ
如此折ル也
是ヲ折エ
ホシト云

前
後

甲ヲカフル時ノ折様ハ
ナシ打ニ准シ知ベシ

此所ヲ内ヘヲシ入ルヽハリヲサシテ留ルナリ

半大口

小大口ともいふ

前

裁縫方の大口
のやうにうしろを
あしたけ短し
むさし口そてとふく
袖あり此遠斗
なし
地ハ精好之色白
し前ニ幅後二幅

同後

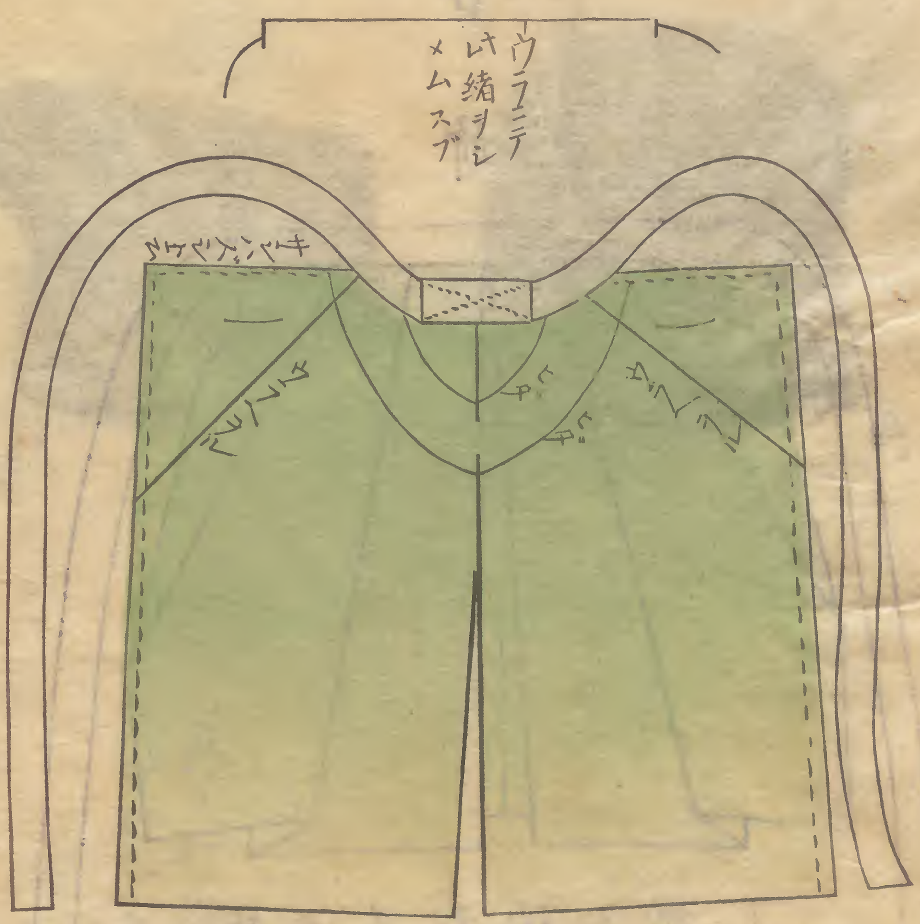

後腰上の方袴
精好の地をふ
とくあつく織之

ナレ打エボシニハ此所ヲトヂ付ル也

ヒトエ鉢巻也

半鉢巻也

四幅袴前

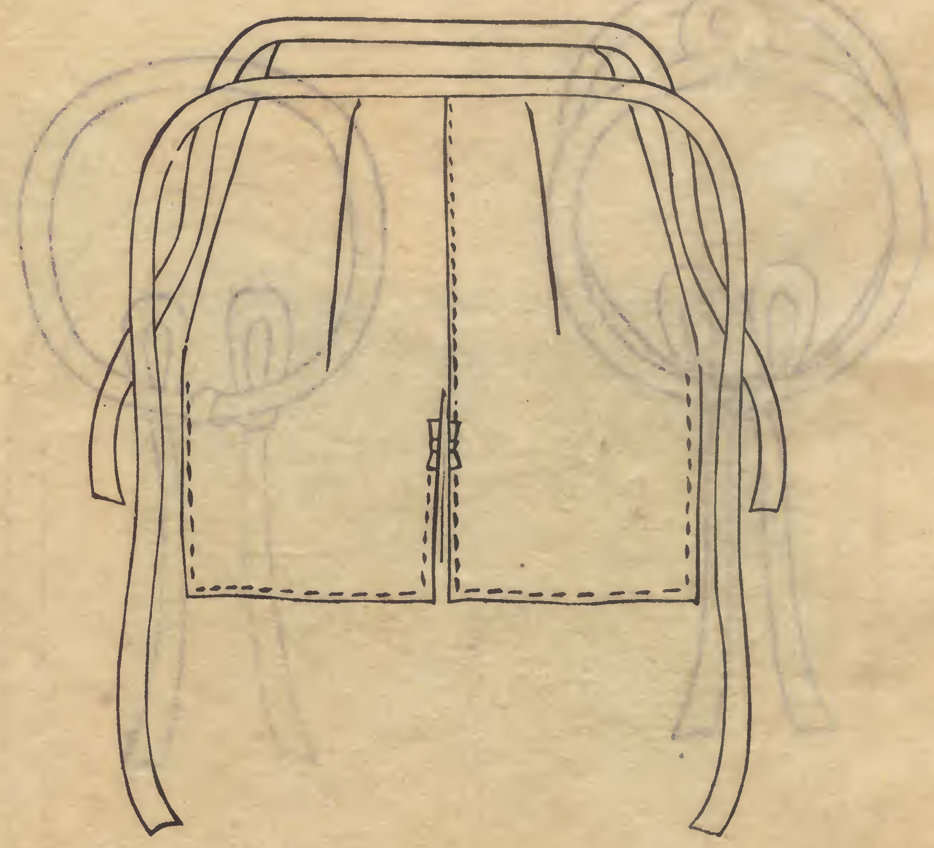

同後

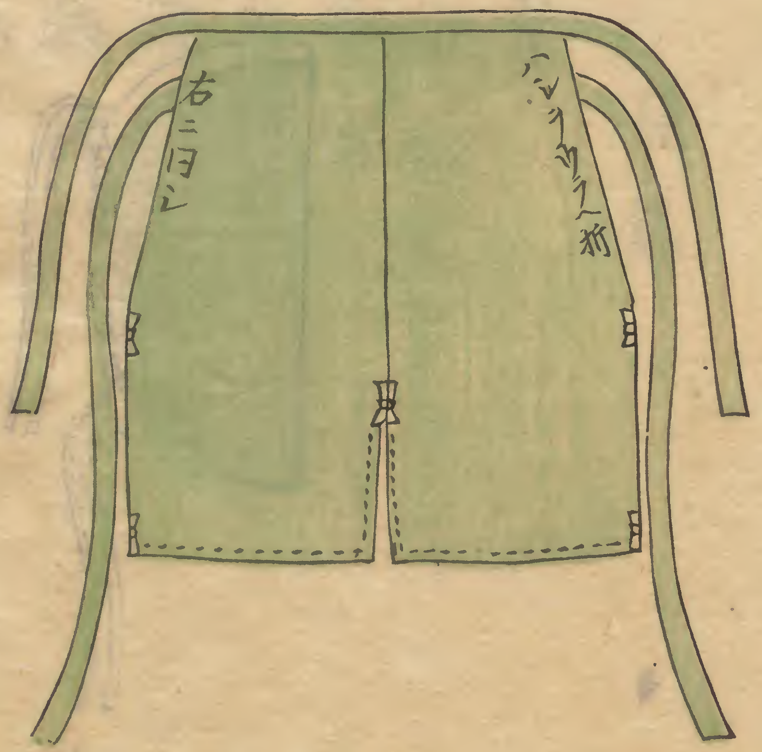

一チハスソヨリ二寸ホド上テ入ナリ但人ノ長短ニヨリテ䠒程ニハカラフベシ上リタルハツマリテ悪シ下ル程ユルヤカニテヨシ

脛巾（ハバキ）

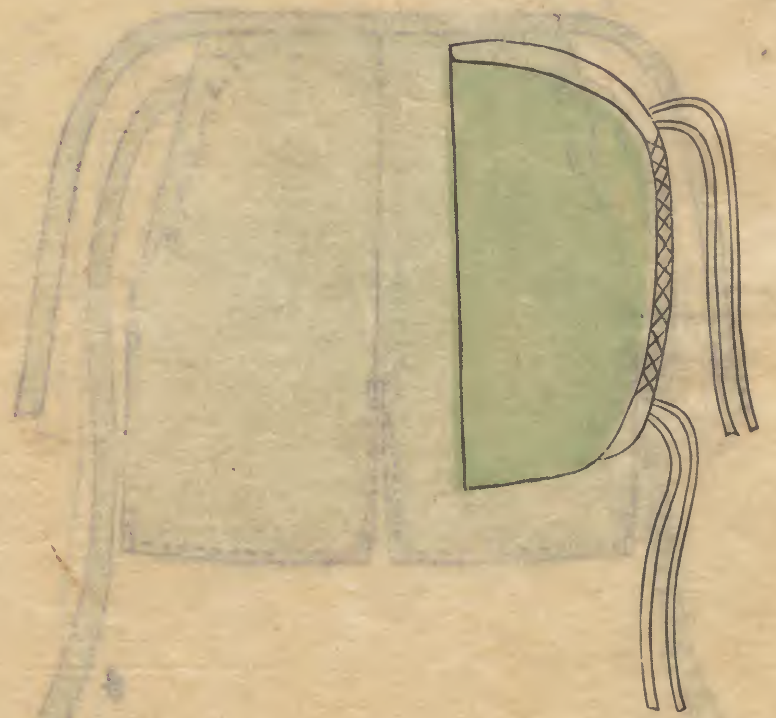

色ハ何ニテモ用ヘシ紫ハ用ニシキナリ裏ヲ打ヘシウラ付ヌモ好ニヨルヘシ

軍用記第二

目録

胄
鍬形
胄緒
面頬
鎧
脇楯
袖
鳩尾板

栴檀板
小手
膝鎧
臑當
頬貫
上帯
鎧櫃
同覆
鎧擐卸目事

軍用記巻二

伊勢貞丈著
千賀春城補

冑の事

冑ハ頭形品々ありといへども凡て凡椎形をさかしまにして凡筋かぶと星冑を本式とす四方白八方白あり四方白ハ前後左右筋の首に銀をきせる八方白ハ四方の白の間々を又銀をきせるなり片白といふハ前の鉢の前半分銀をきせるなり

冑の筋の数ハ廿八筋あり廿八宿をかたどる

なり星の数ハ五ツ或ハ七ツ或ハ九ツなどもあり
大星あり小星あり金の星白きハ銀
なり
神宿（えんやどり）（今ハ八幡座と云）の心ハ筒の如しふくらと（今ハあげまきと名づける）
ふくらとあり方のし玉ぶちとハ座ハ菊座二重又ハ五重
菊の花びらをそらしたるもの遠ざかることをまじ
〈一重毎に金銀赤銅などをかへる皆はなびら
上へ向ふべし裏座ハ花形（はなびらをうつぶせにせしものなり いひかへてはなびらなどといふ）
葵牡丹などの形なり大にしてはなびら下へ
四天の座ハ玉ぶちなどふくめをなす細き端の猫
をかし出すなり

志のぎはまハおほよ三ツを又四方に一ツもたるあり
志のぎれハ鎬の形あり鎬に志のぎあるを
志のぎれ（鎬）といふ
鉢ハ黒くも赤くも漆にてぬるもあり又ぬりもせ
鉄地をも用ゆべし
志ころハ三枚又ハ五枚あり三枚曽五枚曽と
云なり志ころの形ハまんぢう形をも本式とす
鉢の下の四り志ころ付の座ありまち付の
絃あり四本又ハ五本にも金銀めつき之
曽の威毛ハ鎧と同じ色也是を同じ毛の
曽と云小札毛引鎧のごとし志ころのすそ

かぶとの緒を しのびの緒と 云ハ天文永禄 のころよりみえ たり本名ハ冑 の緒なり

の板ハ鐙の草ずりのごとくうちあはせ菱とぢ
みゝいと いとも云 あるべし菱とぢ二とおり之
吹返しハ板ごとに吹かへすべし菱とぢの板を
吹かへさねと云裏の方か向ふる所ハ右ごとくの如
家々の紋染出したる染革にてつゝむあり
革のへりハ織物又ハ別の革にて覆りをとぢ
縫めぎまにハ組をふせて覆りの上に櫻の
鋲をうつなり
かぶとの緒ハ覆ふくりある組緒をしんに入
わたある革にて包てねぢくむべしくけめ
まにふせぐミあるべし長サ二尺五寸なり かゝ緒き

覆りあまりにも言緒にかくるに能あまり二尺五寸
ハたくりの定なり
冑ある緒に掛る附ろぶしをねぢてうしろへ
出し由目の緒をたかひちにむすび付べし 補 かぶとの緒のす
をしのびの緒としいひ鐙の上帯のすをりざしの緒あぐと云
るは古き書に見へてかぶとの緒を代ひむあらしたるのあり
ちよきさるハ昔かぶとの緒鐙の上帯とあり是のには限らずいろ
むづかしき様を分てひとつに見ずして皆を代の人のいひ
出したる
ことなり
かぶとの緒ハ鉢の内に四所又ハ五所乳を付又
ハ環を打てひき通すなり 乳と 乳の間へ
渡る緒へかけてひき下して結留るなり
鉢の内うけばりハ洗革又ハ布をあつくさし

鍬形くかハあやまりなり総まじハ古来のものなり

て付るなり 補 古ハくハがたはうけばりありてうけばりなきものあり [illegible]

[illegible]

其向の立物ハ龍頭獅子頭なり又笠鏡を立

立るなり其向の左右の立物ハ鍬形なり

名づくハくハがたしと云草の葉の形にくらべ

これなして物の名とす増補して 古

[illegible] 加 [illegible]

よりいひ来るなり [illegible]

[illegible] 加へ [illegible] 立物

ハ昔今までかハらず鍬形の長さ一尺二寸但人

總角記云曽 [illegible]

の器量により長く又短く也しるし定 補 [illegible]

[illegible]

曽の緒とあゆり前方下へ引さげ両頬の緒

たよりのうきまうけて上へ引あげ曽の内の

前の乳と乳との間の緒へつけて又下へ引

兜の又ハ方白の當ニ六本や
今まで付るもの
有之又甲九枚
或ハ二百年あ
いだ絶なり

はちくへの下までもまさぶかなり　圖あり

面頬の事

めんぼうハ額よりおとがひまでかゝるなりこれ
本式なり頬當ハ目の下よりかゝる也と云ハ
略儀なり面頬ハむかしよりたまのひげを付
なりよだれかけを付るものハ染革一枚を垂
れをとりて鎧の前向の草ずりのちがひ
のごとくきるなり　番ありとあるを

鎧の事

鎧の胴の板ハ七枚あり下四枚を衡胴(かぶき)と云
うふぎの胴より上三枚をハむなさけといふ

うふぎの胴ハ弓手よりわたし付の方に連するを
札ハ毛引を本式とするなり
胴のおもむき板ハちゝくの紋ある染革にて包
むなり色ハ其ものゝ好みにまかせても其板の
ゆるけなかりの板を有るけなかりの板のこと
も前にあるとも其板に金物を打むね金物
といふ前に記す

草摺のかずハ伴あるハ大かたハひとしくかぞふ
まへなり板の数ハむかしハ四にして五
枚なり菱縫の板ハ菱縫の板　ひしぬひの板ハ二ツより上の板を　板をバ
伴よりかりて二ツ三ツくるなり草ずりの

革にて草ずりを附るをかりもり附といふ

板ハ四さがりあり鎧ハゐるまの寸分ずして
あるゆへ脇楯を以て馬手の方をふさぐ也
依て胴に附たる草ずりハ前後左右合せて
二さがり也脇楯に附くる草ずりを合せて
四さがりなり其余の板をハひしぬひの板
といふ下に菱縫二とをりありひしぬひ
の上の寸にハ啄木の糸にて二とをり縫をし
て其の板にとぢ附る也菱縫の板に
二所金物を打たる金物といふ有り
射向の草ずりハ中なるきの糸の下に糸を
耳ひもとして深草一枚をも附る女寸の端

に織ある又ハ別の草にて画りをも附る有り此
深草の形をも太刀かけとしいふ有り糸にてしち
太刀の金具ようにて懐るゆへある故皆
ぎの糸のかゝりに深草をも耳ある也脇
楯にも此の草ありて草ずりの一の板に金
物を打くて太刀かけの草をとり附る之
胴の後つきうつきの板ハ下をふめし後ゆく
作り上をもとくの後附くる深草又おり
物をもつて包みてねびくてむんけ付つきいつきの
板に懐子の板をも附くる所をも付袖付の
たくをも附る也つきかつぎ一名ハつぐかゝ

ここに肩上とかくなり
細のうしろにおとし同しくおとし付の板と
もに板数七板なり
障子の板ハくびの骨を蔽ふまましき為
のふせぎなり形ハ半月のやうに見ゆるによつての
紋ある湶草にて包みむなる板なると同し
高紐ハおとし付の板より付出して障子の
板の左右を引まわしておのかくへ出せる紐の
先にてなましてこはぜを付る
おとしつけの板ハむなる板のごとく湶草にて
包むおとしつけの板に金物三所打なり押

付の板の下にけさやうの板をおむなる板の
下同前なり
さか板の名ハ二の板の下に付る三の板の上
におちひかるなりよつて鎧の札ハ下の方ハ
上に重るなるに此板斗上も下も重なる
ゆへに付たる故逆板といふ此板上ハ札頭に
して下ハ一文字なり上の方にハ啄木の組
まてうなわなひをとしてとし付の板にとぢ
付る下の方ハ菱なひ二通りさげる也
逆板の表中に総角付の座金物あり
くさんをおりくあげまきくを付る総角ハ

乳の組緒まで緒を上のまへをくゝりの上より
下へ出しそのまゝ惣袖をくゞらせて下るなり
総角の緒の長さハ五尺斗或ハ長サ五六寸
斗鎧の大小によりてたらすべし尤将軍家ニ
あげまきの色むらさきなり
弓手の方にあたりうしろもちてあけの分を
ぬひつぎをそろへふきハ胴の分ハ縫づくるなり
たくあげの上より妻方にて組結二をしづく
通してつなぐなりたて上の緒と云
あまりうしろも馬手の方の胴の下に二尺斗の
組緒を付る是を引合せの緒といふ脇楯

をあてゝそれを上へゆひあり草摺まで引くゝ
けるなりあの緒ハうしろうしろより前へ
とりくゝ右の組までむすびさがり後の緒を
二尺ばかりのこりたるなり 補 鎧を弓ニ鉄炮までぬきとほす 鉄炮にてぬけ如鎧ハ弓まで
ぬけるあり弓にてぬけぬもあひにてつかひまでぬける
あり手にてけハ弓の世以ハ鉄炮たりも鎧しくしてつゞき
てぬけるなり鉄炮の勢ひハ弓よりも重くして通し
難ぶりてぬけるあり手をしやぶる勢ときつくなる勢と
の弓別によりて鉄を祢りきたゆるに甚ひあり弓は
ても鉄炮までもぬけぬようになるまハ其あつくハ
されハ用はたゞねなりあつくそれハ甚あつくなりにく
若しかにハ鎧を作るに麻をうけ如用心もうりまを
るハ臆病者のきるなり鎧ハうろくして其たりきの
役りなきやうにきるハ勇者のすることなるべしたゞき
脇楯の事 鎧の胴ハ馬手の方あきてあり其
あきを脇楯をあてゝふさぐなり脇楯の形

ハ紂向の組楯のごとし惣神を深草にて包
むすび結だしりの如し上の方の中の通
に穴を一ツ又ハ二ツ又ハ三ツあけ座金打チ
こぶめをおあり是ゟ啄木の細緒を通し
て結ハあり纓の通り両方に水緒を付る
草のくけ緒之下にハ草ずりを付る紂向の
草ずりの如し弓がきの糸を用ゆすして深
草一枚を付て弓がきの糸の綴りにさするを
紂向の草ずりのことし 深草両方通りを
付るなりけり深草の所を糸ずりの草と
いふなり籐ずり糸をぬきいだしてさし糸

あれば糸ずりにかゝり候にあるゆへ草を付
るなり草ずりの一の板に金物三所打なく
糸ずりの草にとり付るこ之
鐙糸にハはんせん組楯をあてゝ次に鐙をきる
なり鐙の引合せハ組楯の上に重ねるこ
又古糸の時鐙を結びて着せしむに附ハ是ハ
楯をハよろひの上にあつる之是時鐙糸の後
の覚悟之ニ鐙を主君にすゝめ附せんせい楯を
あて糸ゟすべき者の用意あり
編楯あてゆゝりつかの緒の両端を上とまへの
つがのおもうち通して両ゝ是緒の両端

を一ツにそろへてうしろのつがひへ内よりおもてへ通し
重てさて総角をとりて総にさしあてゝ
うしろのつがひより出たる二筋を一ツに元て
うしろを廻し左の肩の上よりおもへとりて
前のつがひの緒のまへへ緒むすひ一筋通して右一
筋の緒と左合せてかくこまむすにむすひてこの
右のごとく組みて留べし根こしの緒をば
前後引出して右の総まてかくこまに結ぶ
この右のごとく組みて留べし
脇楯にさしの緒あまきもあり下の寸は鎧の
上帯までおのづからきまる也へ纓の緒を畧

きるもあり緒の結様は何れも前に同し
脇楯をあてゝ後に鎧を着るなり 器来に記す
袖の事 大袖あり小袖あり 大袖を本式
とするなりかむりの板前の方は後の方より
少し廣くするなりかむりの板も染革にて
包むなりむな板に同し其下にけしやうの
板あり袖の板数は七枚なりむしおひの板
金物なく染革摺は同しかむりの板の左方の
うらに環をうてて緒をつける也 袖付のくさ
に結付る緒あり又其半にも一ツくわんを
おく緒を付る是はおんどうの札に結付る

緒あり是をしづりの緒と云胸二の板の表
後の端に座金物をうつ是を環に緒一
すぢ付る是をとゝの緒といふ志まし を
総角の横手の下に付る緒なり是ハ
袖のおもへ出さる様にとめおくなりあけ
まきのまなかに二重かけからくしに結く
緒の先をおりかけたまきをとくなり
端に金物打所のむな板脇板総角付の
板をとし付の板左右の袖のかむりの板袖も
菊むすびも菱縫の板けしやうの板に座金
物なり白銀黄金或ハ焼付しぶ錺木に

て草木の花葉からくさ鳥蝶獅子竜の丸木
ぶり物ちらしさまくあり金物ハ二所まく
三所にあるへおべしむな板ハむな金物花ゑハ
花そ金物といふ
云る紐も引合せの緒脇楯の緒をかけく緒を
引通す所ハ何までも志くちをも入又座金物を
打なり
むな板わし付の板脇板総角付木のをつまし
のちさ袖のかむりの板のもつまハすくを
ひねり返しをして覆縫をとる也
草まて包む所のまの甲のふき返しまびさ

し鎧のつるだしともいふ板障子の板押付の
板綴揚けなりの板は皆をもて縫出した
る染革にて包むあるひは打物又は別の
革にて染たるの分ありにまはりに付縫
めざいに組をふせ縁の上に小桜の丸ゆりすか
ありかぎりの筐金物は染革の上に打なり
又太刀かけ矢ざりの皮も通りを付る処ふ
せ組あり丸ゆりは打すをだんどうの札もそめ
革にてつむ通りは付たる障子の板も染革
みて包む見は上の方にへりを付る
けなりの板の方むなの板の下たれし付の板

いさめ草に綴り物を付或は小札毛引にも
ふらるなり尾札(かいさきおさめ)も羽刀 学末にあるなり
臑當は大立挙(おいそあげ)を本とするなり大立挙をも
惣体鉄をもつて臑の骨肉の形に合て作る
なり又鎖にて綴りの合物まて包きつなぎ
あつちる所にあるなり上下に綴て 学末にあるなり
法ぬきのくの又法ぬきとも云毛沓の事
なり熊の毛皮にて作る又牛馬の毛皮を
も用ゆ熊の毛かあり和らかに皮をもぬきて
作る方を代りてたびといふ物あつかせり 非
あり足の甲のあたる所のうしろに細き

箙のさしめを二ツにさしてとち付るはゝ
ハ表と裏の間にありかめを入ざるなり一説
箙につりねきの毛皮の下に仁王経一部を
二ツに分小さく紙に書てつゝみ入る後書
てつゝいてりかやうのことハ人の好によるべし
箙或ハあしだを皆ハたゝりたきてぬぐ附りたゝり
ねじあり箙のむすびやう箙をおへより足くびの
あまりて方をうちがへ友方の箙を足の裏
へ廻して又上へとりあけて足の甲の上にて
むすびてむねりおしうひ然べし つりねきハ長さ一丈二寸足のあまりに
中びこのけの箙あるべし 面りハ白鞣にてまきるなり 箙書面
羽柄曰平人ハ然の皮大将ハ虎の皮にてする之文明随兵月記

云法あねきの長さ一丈二寸表の広さ四寸二分 ○ 長謙曰
皮ハ虎のこまあぎらし 皮袋の皮を用也 羽根ハ
毛あるき麁ちうあるあまくは皮を栗毛にぬりくまちくるの
あるう 後三年の給に箙にあるたり影ちくにあうちそ
韝の上帯の事 白布あり長さ一丈三尺七寸
二分あり 但韝の胴のちきみよりて長く
みこしらくみよろしき程にあるべし 白
布をよくめを足にうちまして一幅を二重にお
くけて用ゆべし 胴に二重巳りて片にあまよ
むすびてうちと播し合せ二ツおりのごとく
但しくれしかひ然べし 箙めハおよあるべし
又云胴に二重まハしてとびあがりたるべう
ちむまきハよくちやまるなり 其採様するは出陳等
もち目上にびこしらくやう

のゝの九尺五寸あり人により一丈二尺ほどもあり布ハ十
の布あり九ツにたゝみかけてさきを革にてまき結まし
てしめるなり布の外よりロ伝へ又弓法私書曰上帯ハ
寸法なし人のくしのふとさによりて付るなり
補右ハよろひをバ唐櫃に納めより義経記に云佐房
義経の付に上る条に云よろひ一巻入たる唐櫃
をこもにてつゝみなわめをひきて札を付
付たりと云云源平盛衰記巻廿三新院崩御の条
に曰富士川のまくをとつて又ハ物の具楼する中に忠清と
語らたるかしびつ一合あり平家重代のきせ
長唐櫃をかくしつゝ[illegible]のて[illegible]せ候ふ[illegible]
長唐櫃といふハ鎧を代つくりかける物なり
鎧櫃別に式法なし唐櫃に納るなり寸尺
ハ鎧の大小によりさだむべし大も小も作るべし櫃の
角くハきちやうめんをとるべし赤も黒も漆にて
ぬり家の紋付るも付ざるも好にまかすべし
べし足の上下にさすの福をへる緒いへくを結へ

前の方にハおの字を金泥にても木漆にて
もおくべし又金物にしても付べし何れにても
よし
鎧の唐櫃の覆の事浅黄布なり我家の紋を
付るなり足のたけほどに口をとゝをとゝろくし黒
ぼうにて菓子をへぐべし布をくゝりつけて縫
そべしそのとにより両紐ハ押し通してつけふせ
縫にするなり　図末にあり
鎧を着る人に法あり先唐櫃のふたを取ふ
むけ胴を甲鎧をとりかけて其人まで鼻く

補

出るなり射向の方かく人ハ下に寄する也の方
舁人ハ上に寄なり射向の方かく人ハ弦ちぎ
りに出るなりおしきしかひにある板に出る之
板倉前より二重てれど陽くかに立て射向の
方舁たる人ハ退くべし馬手の方かきたる
人ハ居のこりてかゝりびつのきてまくもどへて
射向の方を清洗たるやうにおきめり向く
板退くべし甲の緒をもちひて座していふ
説もあまたあれどもむさてざそして呼右くかけて
おくべきなり

鎧の雑事

鎧の後にあげまきをむすび付く袖のうしろ
のこの緒をあげまきにむすび付るハそでの
おへこのこむきに出てきこえりにある故なまと
めをしなりあげまきの一名をとんぼう緒
といふなりとんぼうといふむしハあとへひきさ
ね出なり武士のあとへ志りぞくまじきいま
しめの為に用るなり袖の緒を名のこの
緒といふものハとんぼう結にゆひ付る緒なり
なきりとんぼうハ名の上に結びて尾まで
名をのむすびのある故なり
よろひの袖の名のこの緒をおしつけの緒

角にてむすび付くる称後三年の絵に見ゆる
図さらかたにあるなり
又世ハ鐺を外して太刀をもかすむ太刀にも太緒
揺をさすものになりたり右の太刀緒さし
さけたる革にて鞭皮しいふ物を作り結を
付く上帯の先にハ但し結之を鞭皮と
いふ柄長さ七寸計り廣さ二寸計りに縫びつ
形にして中にハ十文字に細き革にてくゝりを
二つにして其つまへ太刀緒さしを通して
むすび之鞆のかくの作り揺あり右鞭皮と
云柄長くハ前くつきくまのなり古ハ太刀を

のかし細のかむりの板の下に并なりけるなり
の板と云ハ廣さ五六分の板を紋ある染革
にて包こ名の金物と云ものを并たる板の下の
きはに白き赤き二色の緒をなをそく玉緒
の板に二筋なるべて付る是を名引といふ
又そうもんくもいふなりけるなりの板ハ横さ
へに一文字に并なり
尾の板の下又小手緒とも云ふ薄鞣にて作
る上廣く下ハ狭く長さ七寸計り染革にて
包こ金覆輪をかくる裏に鞐を付る射向の
方緒の上をいかにもむすび付るなりける緒を

切らまじき處の用なりせんだんの板も
同じくあり
鳩尾の板の事細の形のごとくにして小板なし
三枚あり長さ七寸計ありうらに緒あり是
ハ右の高紐の上をおほふて結付る之 栗梁云よろひの
左右のあひ引の緒を云右左の形のちがふ事
何左何の村所といふ事古書ニ頗及あし栴檀鳩尾ノ数ニ
弓くゑ双をとり働く時ハ右の方せんだんの方かくせんへいれ
ゑし手付たるに付くる板柔軟にして屈伸あるせんだん
の板にてハさ故かげにあるべき事あるべし又左ニ弦走の
鳩尾の板を付て右の方せんの働の防にある事ある
べしされども左ハ鳩尾の板右ハせんだんの板を用るニ
利あるべしされバ左右弦走の板にても柔軟の
板またもふ従あり
識るべし
小札のさね手甲ハなまつ形を本とす 縁あり

なさしかこし前ハ用ざるなりさやまきの刀ハ
上帯にさしたるなり室町殿の時代の書に
さし前といふ前あり是ハ引敷のさね之 引敷ハ草摺の
ごとく作り緒を付てさしにあつるものなり 旅りあぐるに用る物也
臑下の紫糸ハ先大口をきさて其つゝへに臑
当の下を 襌のまちえ ときて足をへまき揉て
さて臑当を着て根襌の緒をとりあげて
纏をむすぶなり古ハ此の臑当も襌の下
に大口をときさたり又上ハ臑当まで下ミ
襌をもちず大口斗なくなりもなしなり古本
記巻六 関東の大将上浴の条に 武者ハ先陣につく その次ゟ

纐纈(こうけつ)の鎧直垂に精好の大口をきらせけれ
さてこのよろひに白星の五枚甲に八竜を
金もて打て付たるを猪くびに着なしと云
又同巻二の条に師賢覚山年十五六斗なる小児の
海東衣を着せう子幸若丸之髪唐輪(からわ)にゆうて上たるが麹塵(きくぢん)の筒
丸に大口のそば高くとりて云々 太何毛も上ハ
鎧直垂にて下ハ大口むかりきても身ハ
略したりと云て
甲の下に烏帽子をかぶらず亦鎧の下に直垂
を着せずして下にさんでこを着て鎧を着
たるなりに於てるハ信長秀吉の頃よりの

風俗なるべし古ハ軍中にても礼儀を乱さずて
礼服を用ひて烏帽子直垂を着し侍るへ
信長秀吉の頃よりして只扱ての簡易(かんい)にし
て専ら利用を旨とせる故烏帽子直垂杯
ハ必ず用のなりのよしにて捨て用ひざりし成べし
鎧の胴に草ずりを付たる所の糸をかる
ぎの糸といふなり此かるぎの糸の所を糸
を用ひずして一枚革にて草ずりを胴へ
とり付るを蝙蝠付といふなり 蝙蝠の
翅ハ羽毛なくて皮ばかりにてつゞひあるゆえ
糸の毛引なくて革にてつゞひをしたるを

うそり付しといふあり
獅子頭の冑といふハ冑のまびさしを獅子の
面にこしらへたるをいふなり志しの画を
横平くまびさし一面に作りたる之義家
朝臣の像太塔の宮の像の古画に見へたり
まびさしの
りようづ之
竜頭の冑と云ハ吉の前に龍の頭を作りたる
なり古き画にもみへたり尤浮る惟久
が書たる後三年合戦の絵に義家朝臣
の冑にハ冑の天辺(てへん)の上に龍をまへ違たる
形を画がきたり是ハ龍の頭だつりにハあら

あらずて頭尾胴日足ともに備りて龍の全体
そなひたる形あり是ハ龍頭の冑とハいふ
べからずて源家の鎧の八龍といふよろひよ
そひて鎧一具ある冑のかたちを画がき
し成べし
ハ龍といふよろひハ龍の全身をハツ
鎧にかたるものとどいひ伝ふるなり

補

後三年合戦繒巻物ノカブトヲ
布ニテ十文字ニ結テカブリ
タル図

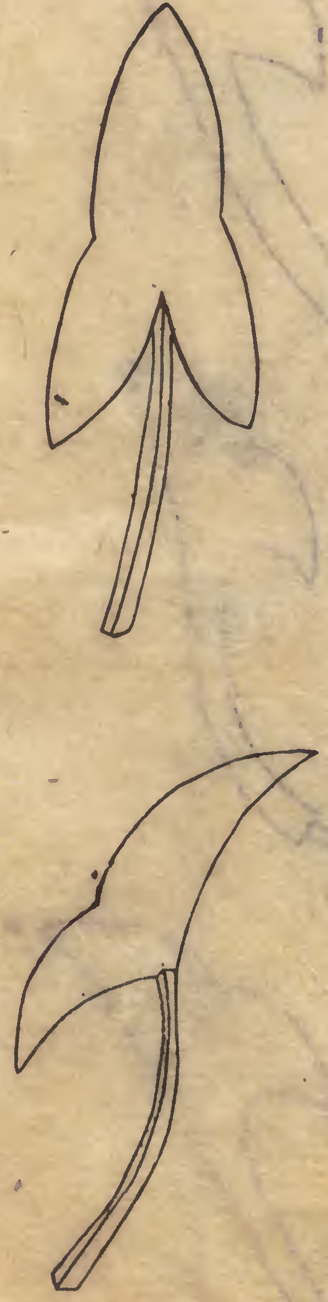

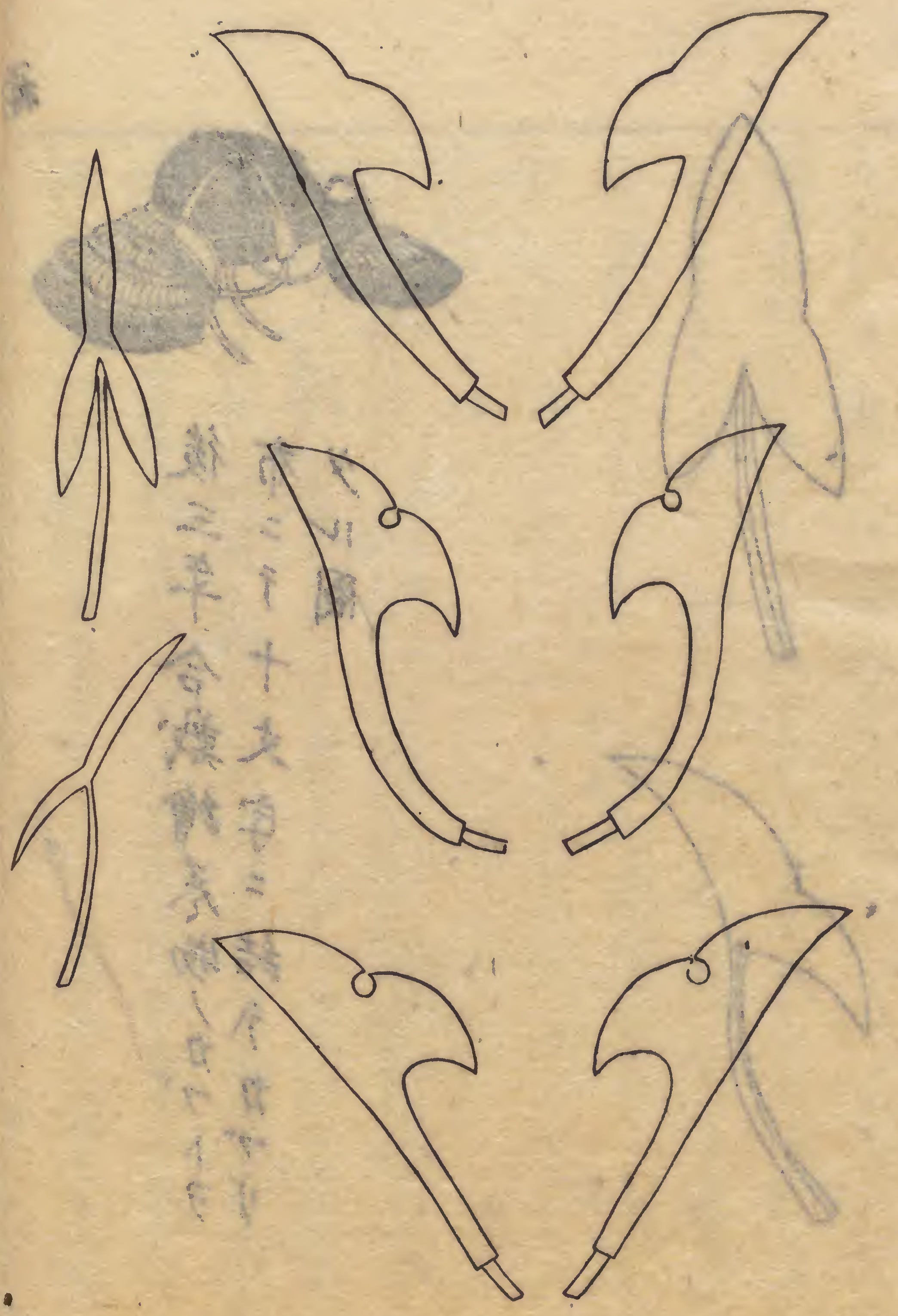

ヒシスイノ板
三ノ板
二ノ板
ハチツケ板
スジドマリ
ハチツケノヨコスイ
シテンノザ
カサジルシノクハン後ニ有リ
ホシ
カンヤドリ
今ハ八幡坐トエ
ムアタリフスヘテ
テヘント云
スゾトマリ
ツトモト
ハライダテ
シテンノ坐
シノタル
スジ
タイザ
キクカサ子ノザ
マビサシ
サンタイノ座
ウナメヌイ
ヒシヌイ
スソ金物花菓鳥蝶唐草獅子ノルイホソモノ
カブトノラ曽正面ヲマツコウト云
マビサシモ。フキカヘシノ如ク裾草ニテ包ム

曺之緒図様如此

近代シノビノ緒ノ図様ノ秘傳トテムツカシク頭ヘカラミ付ル事アリサノミキビシクカラミ付ルニ及サルヿ也

鉄鉢（カナバチ）内ニウケバリアリ布ヲ用緒モ付ルナリ

半首（ハツブリ）下ニハ半頬ニテモ猿頬ニテモアツル是モ鉄ニテ作ル

補

半頬

緒

目ノ下頬當トモ云

面頬ニアケマキヲ付ルハ非ナリアケマキヲ付タルハ鎧師ノ新作ナリヨタリカケヲ面頬ニ付ズシテ別ニコシラヘタルモ有

此頬當ヲシテ上ニ半首ヲカブレハ其顔ノ躰

是ヲ猿頬ト云

揉鎧図

力革
力革
ムチサレ
左右同シ
アナアリ
ケシヤウノ板
ケシヤウノ板
此札ハ尾ザ子ナリ 形尾ノ如シ
小札毛引也又此所ラモ
尾札ニスルナリ

同ウラ

皆コミヽ

臑當　大立挙　右左同シ

モドラリ八所

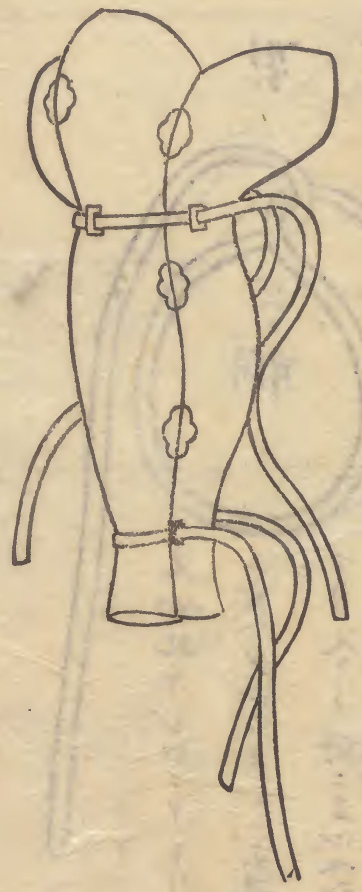

ワラスキノ図

緒ヲユヒタル図

𪜈所ニテユフ

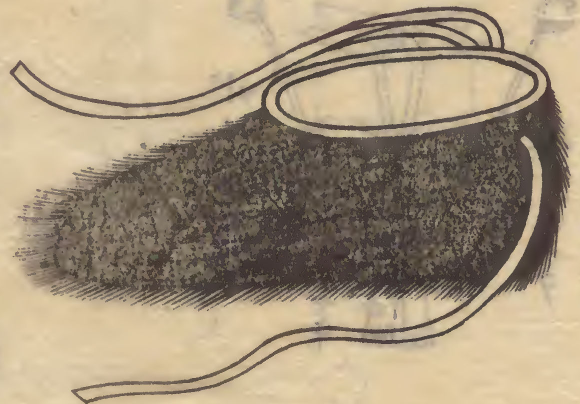

革ノヒラヲナリ

𪜈緒ハ革間ヲ通ルナリ

ワラスキ

裏ノ図

如此カハヲ付ルハ絃ノスリキレヌタメナリ

唐櫃

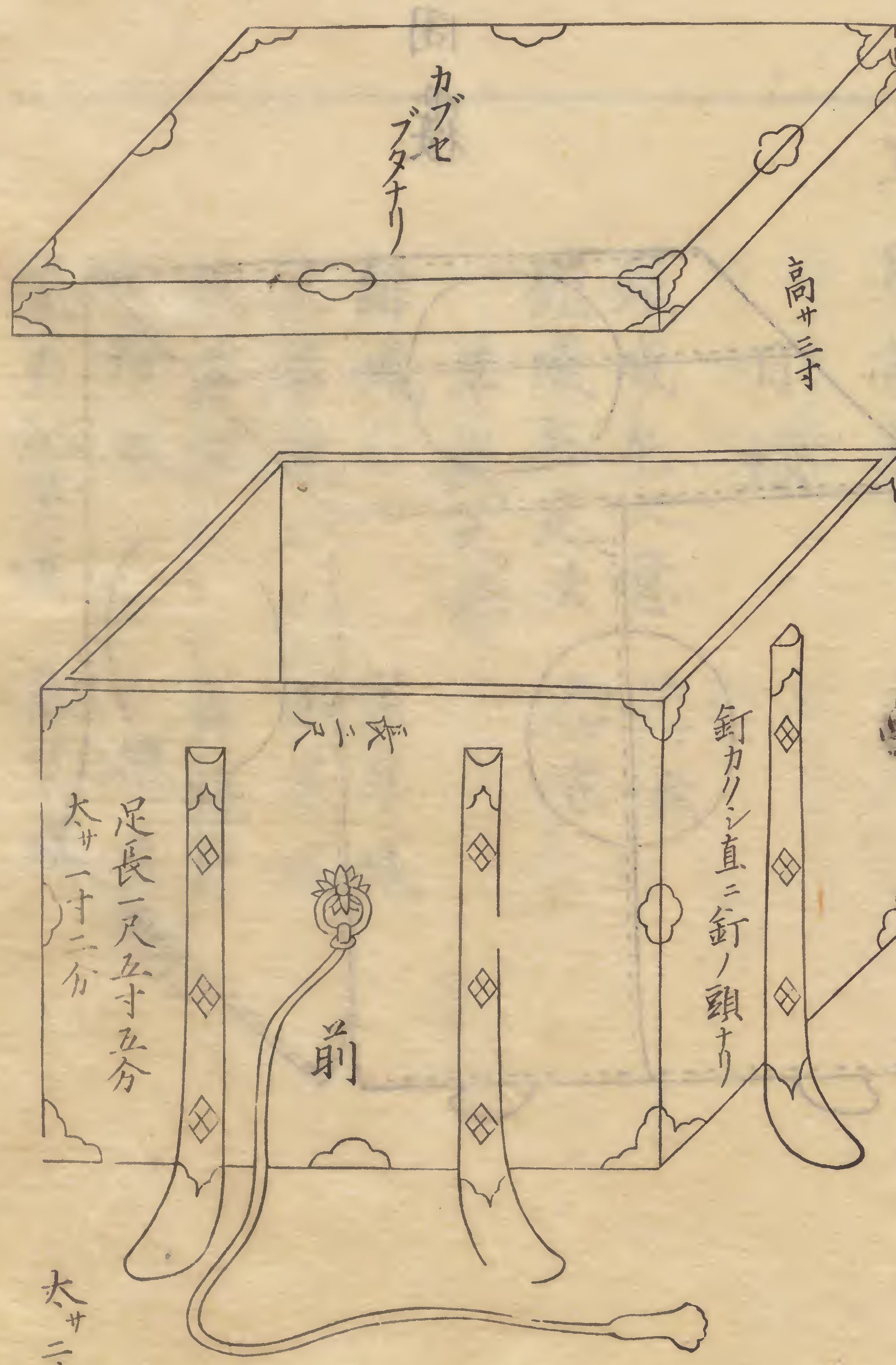
高サ二寸
カブセブタナリ
サ足ノホロニテフタノフチヲウクル
高サ一尺五寸
釘カクシ直ニ釘ノ頭ナリ
長サ二尺
足長一尺五寸五分
太サ一寸二分
前
太サ二寸

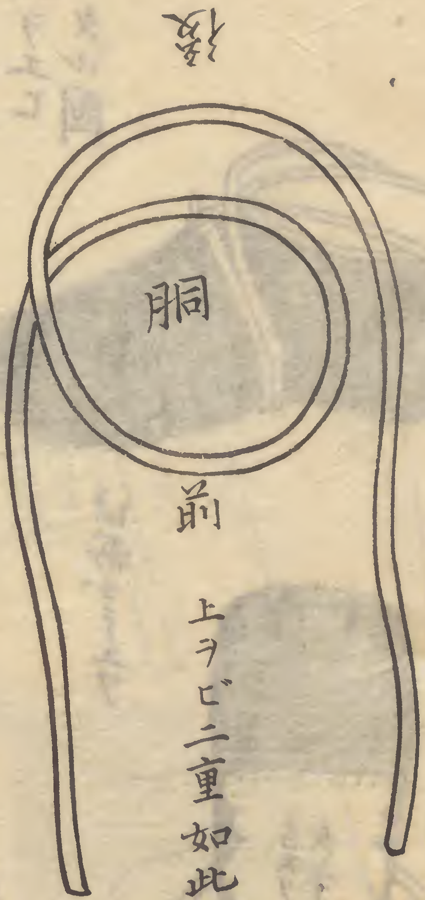
後
胴
前
上ヲビ二重如此

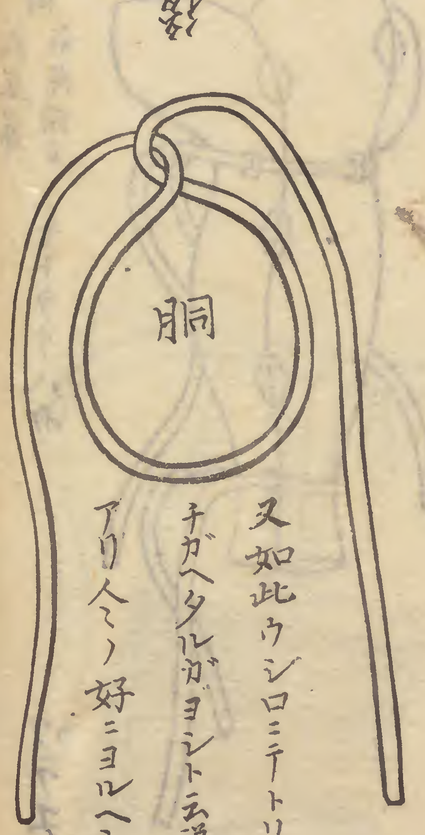
後
胴
又如此ウシロニテトリチガヘタルガヨシト云説アリ人々ノ好ニヨルヘシ

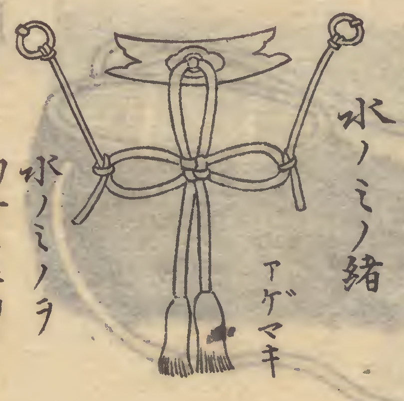
水ノミノ緒
水ノミノヲワサキニカラム
アゲマキ

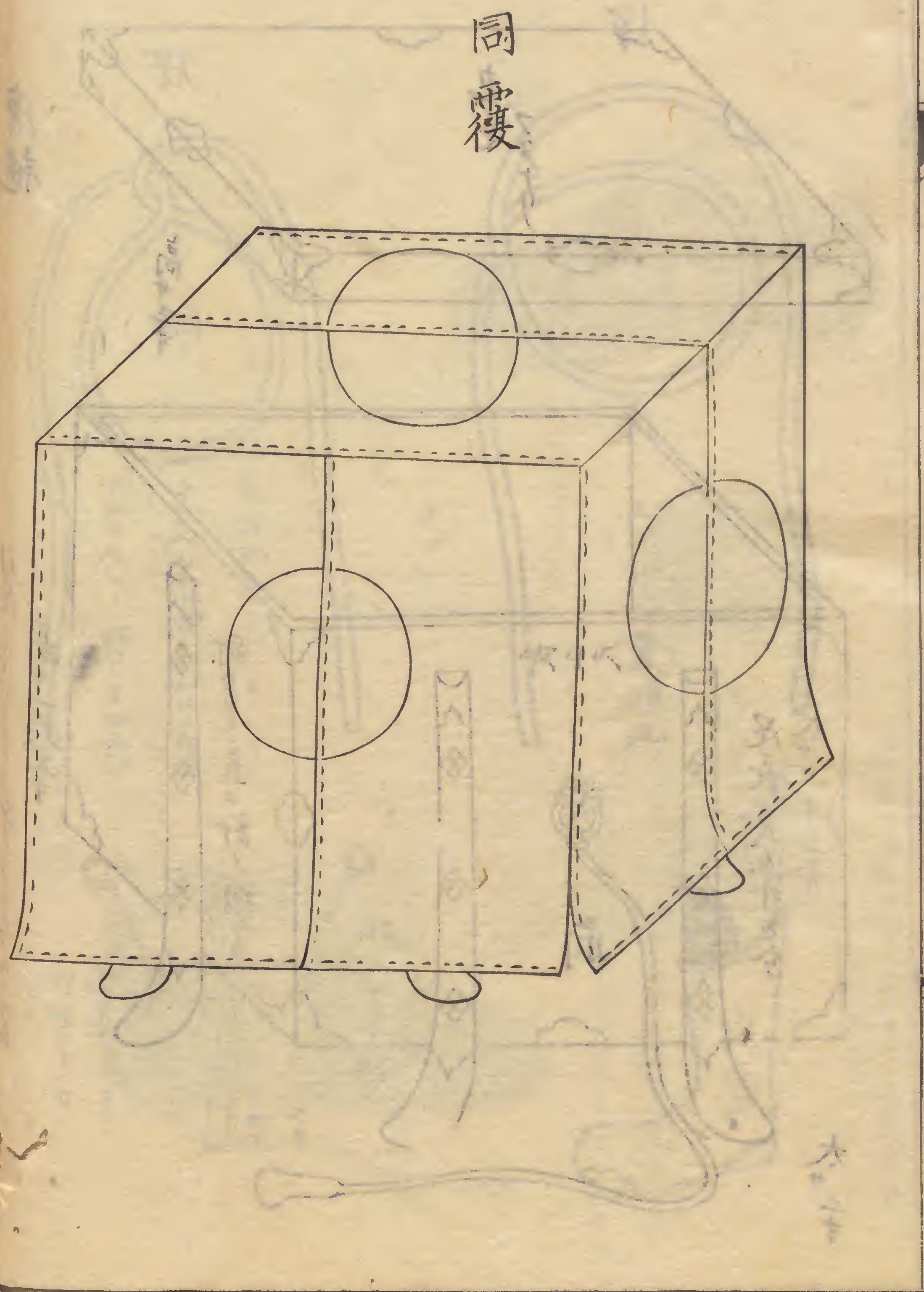

軍用記第三

目録

鎧威毛大意 六ケ条

鎧威毛定法 九ケ条

革威之部

緋威 黒革威

薫革威 赤革威

洗革威 節縄目

小櫻威 小櫻黄返

藍白地黄返 品革威

家堂蔵

赤草　黄糸

綾威之部

唐綾威

練緯威之部

練緯威

糸威之部

紅梅威　黄糸威

白糸威　黒糸威

赤糸威　萌黄糸威

紫糸威　紺糸威

藤糸威　草櫨威

褐色威　糸緋威

外花威　澤瀉威

樫鳥威　敷目威

色々威　紫裳威

紅裳威　耳裳威

紺裳威　付惣テ裳濃ノ事

黄櫨匂　妻匂

肩匂　付惣テ匂ノ事

肩白　妻取

腰取

大荒目ノ部

大荒目　三拔草大荒目
金交大荒目　一拔交大荒目
鋲胴ノ部
鋲胴カラ胴　包胴
相生相剋鎧　四姓鎧
菱縫拔　威縅
離物　縫延
着長　具足
仲綱緋威ノ歌
昔具足當世具足
腰巻并図　胴九并図

當世具足図　鋲胴図
腰當　鋲鉾
袖験　笠印
具足ノ守　鎧フト言詞
鎧着吉方　御鎧召次第
馬喇其外凶兆ノ事
人ノ鎧ヲ見ル事
大將ノ御鎧ヲ着ス事
甲冑ノ字訓
武具ノ字用

軍用記第三

伊勢貞丈著
千賀春城補

鎧威毛の大意

威毛といふハをどしハ敵の目をおどすを云なり毛といふハ札を綴たる糸のならびつらなりたるが毛をふせたるごとくなれバ毛といふ又毛引といふも同じ也又革をどし絲威の類も同様なり

鎧のをどし毛の色目ハ一条院御代の出来又ハ保元平治の両度より以来代〻

の軍物語にのせて〳〵の盛長の名見へたり　補猨乃
されどもし盛長といふ者の事はつまびらかならず詳なる事后世猿猴も得
また何紀保胤といひし憎士人この文のようなを作
判しけるに見へたり其中に匡衡の文を作りていへ
る事詞に云匡衡うやまつて中にはことの武士のあるけのうてしらく
ひれどもしころ見へしさる事とそ見られぬ事のかたしとよまは
のりてあやふきうのせきをかするもしきなりとぞや
けるらく保胤は一条院の御代の人之説をもて考るは
一条院の御代まで猨れどもしあらぬいふ名なし
然ば盛長の名どもはいまよりも先の御代よりありしかの
みえてあるべきなれども始は詳ならず又古の文まで猨れどもしある事をも知べし
楠正成が金剛山の城の籠城甲冑はさね
よきをもてよしとす毛をこのむべからずと
いへりげにもしかれば合戦の用にはたる
べし盛長をこのむは世説の事に称すれども
猿を田夫野人もよく知る所なれば歌者は人

がうれよく見ゆるごとく弱武者も猨のれどし
毛まうざらまて武者ぶりさもつよげに見ゆ向
べしましてや強武者のさまは見るに出立れ
るはいよく古きをのぞしくもいさましくも向
べし何事にても歎の眼をれどろかし気を
うばひ剛勇盛をなさしむるの徳あるなれば
ことにおどし毛にはいくさのさきの一途なる道の事
といふべからず楠が詞は札よきを専らとせずし
て其盛長のかざりのみをいましめたる云
事なり
猨の盛長のまことのあるを其まへは歎なり

目を付しまてまうらしといふ説ありきたれなき
くちなり故になりてたるをよまさ武者よし目を付
称くことまんに其く武士の面目なるべきにてきま
つけねりまぬゆるを札で悪しく思はず戦場へ
出をもして富に居て秋具などをかぶりて休
しかくされらんにそなぶなげをなくてなり
ましようさ縅ねけ武士なるへきを
威毛のなり いふに摘い何札どしい古何天皇
或いは何がし大将何がしと云鎧工にれどもさ世
何方のこうかひに縅かひしまり始まるなどうる
其由来を委くの一たる説いふてもあり皆

正しき古書には曽て見へざる事にて私に作為
したる偽説なり用べからず
この何といふ札どしは札の形を何の形に
作り何々にねり何々の毛にて札どし何
々の耳糸を引べしなどゝ札の形札の々糸
の々耳糸木をとり合ておどし毛の名を
立る説多しかりのみ中古ハ曽てなきこと
なり皆私の作意なる族説説一定せざるを

鎧札どし毛の定法

札の形ハ割小札を本式とし古るありぬく実
形にたるハ異体なり

札の色ハ黒漆にぬるなり是古の定式なり
たまく金箔にもたまへ此外銀箔朱漆青
漆なとあるハ皆異例なり
札のとぢようハ毛引にさせるなり是古の
定式なり大荒目ハ極古のものなり
威毛の名目ハ糸威なとハ其糸の色斗を
いふ名づくるなり札ハ黒漆にても金箔に
ても札どし毛の名ハ札の色形にかゝはる
ことなし
鎧の耳糸をよろひの糸ともいふ耳糸ハ
啄木の組を本式としたる也別毛の糸ハ異

二色の糸に
てだすぢを二
毛といひて
まげるといふ
に似ハまた悪
人すゝきれも
啄木の耳糸
まで二毛にハ
なしぬ之

儀なり耳糸に啄木の糸を用る事ハ先ん
祖のよろひを子孫に伝へて着せしむるにその
人の性にあるもね色ハ鎧にても啄木にて其性
にあはぬ色を乱さゞるなり啄木ハ色々の
糸を組交ふる物なれハ何色にもかなひつ
このむ所性に合ハぬ色を乱さゞる理なり
鎧の綱の事ハ一両に深草にて色むらこを
法走といふなり此法走の草ハ何色にてもあれ
威毛の名目にハかゝはらぬなり上代の鎧にハ
法走なし後世にてもなし古の鎧にハ飾りより
を代の鎧も古のよろひに準して威おと無し

草摺の袖ふ
のひし縫の
糸の事革威
毛の名目に
かゝるぞ

冑の眉庇吹返し鎧の袖の冠の板左右の草摺の菱縫
付等の革のことハ何ことにても わたし毛にかゝる也
わたし毛の名ハ専ら袖と草摺にあり是底ハ
胴のおハ法定の法にて色もやへつんへちそうしろ
の方ハ母羅衣(ほろぎぬ)を掛まハつんへすゑくつへる事ゆゑ
脇袖と草摺にあり依て古人わたし毛乃
名を付ける所ハ専袖と草摺にあり胴の
ことハ非らず得ふなり然ことハ省ことへハ紛るゝ
ことなるまじハ胴をバ略しハ紀の一ことだてりに
まゐるおりをなの毛も押てしるべし
鎧の糸細あげまきの緒総角の緒神の水呑
の緒などのことハ何毛にてもあまたわたし毛の名

目よりくさりて拵之
冑のおどし毛ハよろひと同じことなる事を同じ毛
のなおしいふなりことなるを用ゆる也其のよてあり
冑の緒のことも威毛の名にはあらず拵之
右九ヶ條ハおどし毛の定法の正傳なり是にちがふ
ことある説ハ正説にあらず其余にみえたる所のおどし毛
の名く皆右九ヶ條の趣を以て考ふべし

革威の部

上古のよろひハ皆革をもてをどしたる物なれば是を威
すといふべし後に糸おどし出来
して革威ハ濡たるおどしを細く裁て其端を裏

のすへちり或ハおしさげたく糸威のごとくれどもを
ありをしるさへハなかしらせの表をとらんなりてけ
づりさりてやうやうよしたるよしをいふなりびさ
黒草なるべし草なとの類也
緋おどしハ緋色ニ深くそめたるくれども緋ハ紅
花ニてそめる也されど其の元色あるゆへなる赤火威
これからも緋おどしハ草おどし本の色の緋威をば
色の字を付て糸緋おどしといふ紅威のことも
緋おどしといふ也
黒草おどしといふハ黒草にておどしたる也
ふすべ草おどしといふハふすべ草にておどしたる也

赤草おどしといふハあか草にて威たる也赤草ハあかね（茜）
なり深くそめたる也緋の草よりハうす黒くてあり
浅葱おどしハ浅葱にておどしたる也浅くさハ薄紅にて
そめたる物なる也是をあさひろとといふ也緋いろの
草をあさひそめがしてたといふ名ありけるがごとく
ある所あさひがなといふ也実ニ浅葱するにハあさく見 補
続従ニ浅草といふハ水ニ葉を入て草のことをいふ也ゆへ又浅葱
なるをあさひかるしといふ即白いやうなるかくのこときのするく
といふハあやまり也今世ハそれをあさひかもともいふへきなり古
書ニ浅うすくとある八千入白きをし草のことハあさきこうちて紅ニ
深くそむるをしうその事也纈草の字を書ってあるを抄にして記之
是ハ葉を入てもあり付ハおあしまたここにあるおしやそこにあるが浅
草ありバ紛らはしかるにてもおひろくあるべきや白きうそのこと
まうぎるべからず浅葱ありてすなハち[illegible]くれあさひ草
といふハうすく紅ニ深くそめたるを云謂様ハ保元物語の実なる
ニ義朝初お乃着たる被[illegible]系に日三人の君者重者西にむかひて

くゝりを合せ孔あけたるところぬしげある皮をつくりて五十余人の
者は皆袖をとぢぬいしけるが中に波多野が縫たるはなよらかなるひの
袖は浅葱にてありけるをみてより 此文は命懸の者なりと深くそ
縫たりしの袖をあらひたりしてさきあるべしといふ説あり
こまかきに紅のところを洗うとといへども花色なる也 ○夾撰曰浅
葱は平家物語同長門本盛衰記太平記平治物語及参考保元平
家物語参考太平記制庭訓参考太平記
なまかへより尚詳かにまする

節縄目なれども 文 伏縄目とも書 据縄目 ふしなはめといふは古く
草にて威したるなりなはめといふは白き藍をし
こんのまじりをつがらみに深くなる草なりてこの草をた
てに細く裁ていとをのづからまくのをよ紐のごとくな
ひませの糸のやうにつくりてこれをさなはめしのしなはめと云
あり名なれども よはくなしあをくなと云威はなしところに
なれども よのぞかりし大ぬるなり 夾撰曰節縄目のよろひ盛衰
記平治物語平家物語同長門

本草綱目紀事平紀事
なまかへより尚詳かにまず 図末にまするなり
小桜草なれども又畧して小ざくらの威ともいふなり
小ざくらの草といふ草なりそれなすへこざくらの草を
藍地に白くちんさく桜のもやうを染出したる
草の名なれどもはいかにざくらの威といふおとしも
あるなり 草なれどもなりけり 夾撰曰小桜威見盛記庭訓往来只素往来
高館草子赤松物語等にまよ
なまかへより尚詳かに 図末にまするなり
小ざくらの草をまへに取りしたる鎧とへいへいの小桜草を
萌木地にして桜の花をあまり深くする草にて威
したるをいふべしとへ古の藍地白紋の小桜
草をあまり深くしたるをいふべし古のごとく深くそめたる地

源平盛衰記印板の本に此紫革おどしを紫末濃威と

はそのびうらにつぎめにありさくらは黄にあるらん
見え又糸おどしにのみあらず革おどし斗之〔春楳曰こざくらを黄に〕
〔にほしける體盛衰記平家物語同長門本参考保元物語本にありて又こざくらを新記新撰にあり〕
藍地を黄に染しるよしいふのは見えて白地に
藍紋ある革を右の小ざくらを黄にそへしるごと
く染出しる革にておどしたるをいふ見えもいて
おどしにはあらし革おどし斗之〔春楳曰藍白地を黄にそめしるよりその名〕
〔例まかりし只保元物語にも名をきえより此余の方書にぞりも所見え あし保元物語の文新記新撰にきえるもて又藍白地を黄にそめて は地は黄にありて紋は藍なり紋は花形にあるものの藍染を 又おもひ紋染にある物の所見え〕
品革おどし又此ならで革威とも書く紫革は藍地に
白く藍染の花形を二枚むかひ合せ本の才山とうち

さくらは花也紫の字は此本の二字をあやまりて写せるなり

ちがへて形丸く画すより向ひ合せたる紋をあげ
く染たる革之係く藍染革といふ之又ま名革四名革〔紫名革などいふ〕
〔形は同じく紫ぞも〕紫ぐるまといふは又紫ぐるまといふはよくさ加
紫ぶがるといふ之ただあるは音相通せる故之紫あるが
正く云詞に背く紫の字を假用ひ又此奈ともかく之
〔春楳曰紫革の事をかどし平治物語盛衰記平家物語長門本又紫革縅東鑑にいへるより尚新記新撰にみえる事〕
赤革黄革の證とし云は赤革と黄革とを以て一しほ
一しほにそめとちがへて又は土とやとひ紋を遠くてれどし
そもそも色々革をもてれどすを赤革黄革糸のこと
に限りもて何糸にても其つきをいふ之〔春楳曰赤革黄糸のよそひ座(?)訓雑(?)東鑑につて見えたり新撰〕
おまくさしくえるす

紫革威藍革威などもあるべけれども黒革威などは
名その外にしたる革をもつて威毛の名をよぶは古例
の子細なし くはしくは志るすに及ばず
右の如し 縄め小ざくら品革ふのれどし毛は皆
かまれどしへ損るをを世ちうはしく人は糸れどしの
名にとれをひあやまりちかのことあるにいろいろの
糸れどしを新作してしいらくそれ名に合せんと
して古めかしくとしへ出しける偽物なし 論にふ
べからず 古来まよみちる其の革の縫紋ハ古き鎧の
威毛をつくしける其のまゝに作りとはよふあるべきぞ 奥日記

革威藍革威ふすべ革黒革威そのほか多くまじはりける
手を染たる名字を累書せる新彫抄されくの名まで参考すべし

緂威の部

唐緂れどしといふハ唐土より渡りける緂をもつて細
く丸ぐけにくみて糸威のごとくおどすをいふ
品くあるべし 何色の唐緂威といふべし 萌黄の
唐緂をふくくるをれどしたる鎧ハ舊記に
もみえたり 糸威にあらずあやれどしといふ名ハ古きことなり
これハさんまきなるにあれども何ちまへあるよし中ある
しきくなり

練緯威の部

練緯威ハ練緯をもて細く裁て畳みくれどしたるなり
何色の練緯威といふべし 色ハ好によるべし 絲

絲緯ハいとまきえらのことなり

緯ハ経ハ生糸にて緯(ぬき)ハ練糸にておりたる故練緯
といふ也練貫ともかけり糸威ハ練緯にて威したるといふ名ハ
あやまる也

糸威の説

紅梅威黄糸なれども白糸威黒糸威赤糸威萌黄糸
なれども紫糸威紺糸威糸威なハ別の子細なし萌黄色
の糸にて威したる 東鑑曰右あるの名なれども其の種ありしが其條を畧之記
称なきもの説 まことの文字
萌黄威といふハ萌黄色の名なれども紫の糸にて威
もなく萌黄なれどもしかいふハ長くてはひなくるなり
畧して萌黄どしといふなり萌黄糸威を畧して萌
黄どしといひ小ざくらおどしを畧して小ざくら
どしといふ類皆同例之 奥州日本記義貞記によりなりあるを記翫称すものなり
黄櫨(はじ)威といふハたとしいふの名をもて威なりといへども色ハ
黄色にて赤みさしたる色なり黄櫨の二字をはじ
とよむ也はじの木一名ハはぜの木とも葉も枝も漆
の木に似たり秋の末に紅葉して色黄色に
赤みさしたる色にて紅葉にある名なり和歌
にはじもみぢとよむハ此の色の事なり
しる葉の色を似せて深きをはしといふ 奥州日黄
櫨威といふ名同書にあり 平治物語にも有
褐色どしハかちいろの糸にて威したるとも

百首歌 順徳院
一しめりしときはの村のもじもみぢ又秋あきまで萩もみぢ
文應二年毎日一首の中 民部卿為家
あり雲山まで峯のときはなきよりも秋ならじ紅葉の色のかく衣末まで見え

かちとハいふ布猪といふなるより出して黒に似
よつて用る之のちんちといふハあやまりなり褐色ハ
藍をこくして紺よりも猶こく黒くそめたる
をいふ古き事にそめてわすれぬのまのかちをそめる
よりもぬれ衣くるしき千ぢのおもひの中に又　褐衷ハかち（餝）
染のこのちよあり（摩　褐）猶どもあひそめなくこそてきハかち
るを云とよめり古樓磨の國餝磨（しかま）郡（いほと）東野にて
黒よくかちらせをよく深なる色ニ此のかちとて
衣物まで染しうる故此色をかちといへりし
いよしへ其のよりて褐布にして色なりの布を染し
たるその布の名とま似まきハ褐色を名付たりとぞ

中将なる人　補　褐といふ事このみ西土の書にハ何をさしたるを
をいへるなるを何くつなきを云なりといへるなり
ハ赤褐色あんずる業をぶすま褐色にきびしき紫などが黄褐色と云
皆黒色をいへる事又小にまで紺糸のふかくして黒く成り
たるを褐又かちんといふ又かちと云ハ紫き色こぶ褐といへり云ふ
さにて黒色をいふなとしめて褐とハ古の黒色にあるなる西土
の例によしぶ紺褐といふべきに藍褐といひて藍褐とい
へだあるものはこと云色にあるといふへまよおりしつまとあり紅いろく
まて純色ハ猪者のきる西服の色に純色をうすびらにして色ぞ
まひたるをいへりいふのねづくき色のゆふなり○李珠曰褐色威の
襟古人の出仕当初之随云日純色に褐色
威のよりうへとなりたを知れるを記るにあるなるを
糸緋おどしハ緋色の糸にておどせる名にいふなり
く緋ハ紅色にて深るの緋威ハおのれ着るさで色々
草威ハ之草の緋威に添ぎれよるまなる字を付
て糸緋おどしといふ之糸れどしハ茜染の色なる故
緋おどしのごとく花やかならずて黒きあり此を別

をなすべし　其隣曰緋威のよろひ參考保元志田草子館草子などに見へたり なを能考によるべし

外のおもむきなれども白ハ白糸にして前黄糸にて威すなへ白ハ本の

色萌木ハ葉ぶの色なり土ハ白糸を用ひ袖草ずりの下

二段をもえぎにて威すなへ　其隣曰外も威の證義經記太平記保元物語源平盛衰記文正記増鏡應

刑往來同義制庭訓太平記往來宗鎌草子なども見へたり尚能考によるべし

沢瀉威ハ二色の糸をもつてすれども一色ハ地色とし

一色ハ色をもだかの葉のごとく三段の形を袖草

ずりに威すなへ地色も何色と定りたる

事ハなし何色をも用ゆべし 胴ハ地色にせる事なり

逆沢瀉なれども大形三段の形をさかさまに威

すなり　其隣曰わがなりとしの證保元物語平治物語などに見へたり尚能考によるべし　図考ニ記

襷鳥威ハうしろの羽を似せてたどらえとうしゑハ

大きさむらゑどり摺もみゆべし段の毛まるくして黒

きまだらのふあり羽色ハまくろりにて黒き

まだら斑の文あり背の色ハくろりなり其羽まくろ

ゑとよ黒斑ありてうつくしきを似せてたまさる色

の糸よ黒き糸をまぜてるよ組まぜたる糸をもつて威

すなり「此るよ図多く書よ記ス」といふ猪多右の猪

なつまどと「どもちんでうく宮奇よあるほ一のしどりハ

古歌よもよめり夫木集巻二十永久四年百首　麦　後秋

朝臣　まの川そむくのかよ山の木かくれしぎよふし鳴　麻　畝　椎　柴

なきの夕あざりしてとよめり一のしまりれどし　求食

こゝかくゑハ花色のことをなり

切し鳥ハ牡の事ようなるなり

うるゑ山ハ上地ニあり夫木抄よ

の襷どりの字黥鶉刿鵞鵞にいつの字を用ひたる
皆非なり 本字ハ鴨(ひつ)鶏(きう)とも鴨鴿(ろうがく)とも書く 爾雅乃
釈名にみえたり のしくはしと云 詞につきて 襷ぎの
二字を用る事 俗用にハ和らぎのまゝにてよし 掛たるは襷とり威ハ
花田色威なるべし 黒糸をもてまぜるに及ざるべし 花田色の糸に黒糸
筆色の札をあるを也へのしるの明に似たる花田色糸れどもいふもむ
づりき也へのしどり威といふなるべし ○其裾濃の襷るれども襷
なき平紀又書経末等にみえたり 赤絲部 類抄によるんも
敷目れども しハ二色の糸をもてまぜちにのひ
まちゝきりめをなしてい色を皆てれどもきゝハ白と紅か
まざ紅の引目の襷なとぐと云あり 此外水注して紅
るべし ちめらぎりめくいふ事を界して ちんきりめ
とのふ又ちんきりめを略して ちんきめしと云ふされバ名

きめしハト限間しく出度きとのあれ所其手繍につきて
数めしと出来るゝ 当時にあるは
らてれどもしハ五色ニ菱に間色を我色も集てれども
しるゝ色の数も定りなし 色の順も定りなし
となる色を奈糸ハざるのゝまくぞくるゝ 白と黄と赤と
紫とまぜて萌黄と黒とて紺糸なとを萌黄をハたぐひ
まゐるをとりむすびてあさやかなるものを色をとりむすびいぬかるゝに
名くだりをもちべし 綱かるゝとて 其緋白色と威の襷参考 なを平紀にみえたり あるを
組紐おに
あるを
紫裾濃ハ 上てでの字未濃 ハ里深なども云 綱ハ萌黄之袖草摺ハ上ハ
萌黄中ハ中紫下ハ本紫之ときて 所ぐく色淡之 一説に上

をいふよしてきこえたりといふハ説あり又裳裾とて書
説あり見るべき事也○貞丈曰此裳濃のよろひ平治物語同参考平家物語同長門本義経記鑒裏記太平記盛衰記大草家伝星鎧集異制庭訓等にみえたり尚図説考拾に出す
紅裳濃ハ胴ハ薄紅にてあり袖草摺ハ薄紅中ハ中
紅下ハ本紅にあらずといへども色こきにいふ一説に由を紅にして末を
緑ハあやまりなり不用○貞丈曰紅裳濃の鎧東鑑太平記平治物語等にみえたり尚図説考拾に出す
耳裳濃ハ耳坐濃とも云 耳ハ袖草摺の陰の方端の耳
を裳濃のやうにするを云色ハ何色にても其の耳
を裾にて濃くするなり 貞丈曰耳ハ薄色なり○貞丈曰耳裳濃の鎧鑒裏記にみえたり尚図説考拾に出す
紺裳濃ハ胴ハ花田色にて袖草摺ハ上ハあさぎ色中ハ
濃紺色なり 此ハ紺裳濃也 下ハこんなり 此外何色の裳濃にても皆上ハ色薄く中ハ少しこく下ハ大に濃
き色を用て威すべし○又上ハ浅黄色中ハ花色下ハあゐ色なり

なる故ハ何色にても下程濃くすべし何の物も上をバ色薄く
して下を濃くするなり一説には下をこそで(?)ハ此等にて
紅をこその二つに限るなりといふハあやまりなり
何色にても色に言古き例をみんで知るべき也
黄櫨匂の鎧といふハ上をうすく下ほど色の濃くして
袖草摺の末を黄色にしてくまに次を薄黄色に
威したり 貞丈曰此匂の鎧平治物語太平記平家長門本鑒裏記尺素往来参考太平記等にみえたり尚図説考拾
蘇芳匂ハ上を白くして袖草摺の末を薄
蘇芳にして又其次をとより末をこくするなり
にするなり 貞丈曰蘇芳匂の鎧鑒裏記平家物語長門本等にみえたり尚図説考拾に出す

妻白といふハつ威とハ袖草摺の妻摺をいふ之袖草摺
の妻摺を上之藤くをもとゝ之見も鬼をも結きるとよし
て袖草摺の妻摺をバうすき色にして其外をバ紺
又蘇芳にするをいふ也
肩白といふハ袖の上の方を白にしてその袖の下の方
をそむ濃き色にして上より二段めをバ中色にして
又上段一段をバうすき色にするを何色にても肩白ハ
あるべし　肩白ハ肩の字かくしハよく威ぞすとよむ
之肩白と書くするを白とよみ肩上とかくもかたしろと
よむも皆同例也
肩白妻白といふ歌ありて白といふハ沈香薄紅

何白と云ハ耳糸を白の糸にて云と八別耳糸の事をともいふべし

の白の色之物の香ハやのくとろありて赤くハ紫く
まうすく赤き色之刃の焼刃にもまかひといふ事あり
焼刃の形に虹のやうにつべくかのやうに色薄く之
色を紫にも見ゆるといふ又女房の眉をかくるにも黛ま
て上の方をこくして下の方をバ薄くする也
其下の方のうすくちりる色をまかひといふ事あり
鎧の札毛の白にいふも同し色之何色にても
あまた種類をこきにして赤く薄くハ中色にま
して（濃き薄の色のこと）其次をバ薄色にするを何色にても
同し
肩白といふハ何色の威毛にても袖の上二

胴を白くおどせるをいふなり又ハ赤威肩白と云
ハ赤威ハ惣体を茜染の糸にておどしたれども袖も赤
威にして袖の上二段ばかりを白糸にておどしたるを
いふなり
妻取ハ妻といふハ袖草摺の両端をいふ取といふハさかど
こしらふるにハ袖草摺の両端を別色の糸にておどし
たれども又覆輪をとりたる様に見ゆるなり
河色のたれども又つまどりをおどすべし
おどすべし旧説につまどりといふる鎧あるハ沙汰のみ
つまどりといふハ耳糸を引たるをいふ説ハ誤
なりつまどりの鎧に耳糸ハ啄木を用るなり

こし名ハ草摺の中なる段の糸を別色にておどせる
をいふなり是もとるといふを略して名といふ
といふなり妻どりのとりも同事なり後成恩寺殿
（一条摂政兼良公）の尺素往来に鎧の事を書しし文に或
ハ取書或ハ取腰をとをしたるハ此事なり
右威毛の名ハ皆旧説によりて記す其外氷魚
威又ハ鶉威威毛鎧雪白威などを始として
さまざまの名あれども今詳ならず又旧説
まへんざる名目なれバここに略せず（本条旧妻白以下六ケ条）
（新説ハ新説の名をとりて見合べし）
大荒目といふハたとへバ毛の名にハあらずただ札のことなり

国立公文書館 National Archives of Japan

大あらめ今をどけといふに同じ

此の名は大あらめハ札を小札にせずして札の板をそのまゝ大なる切にしたるなり此大あらめといふ時ハ大あらめ間に まじめあるはあらびる者を云大あらまをせ大あらめと云 大札をとぢたるに大まあらくあるを云ふとしとづるハ大あらめといふにて小荒目といふハなし

三枚草の大荒目といふハ札を綴るにいとめ草三枚まうくしてあくまでもして綴けたるをいふ也 大荒めハ左のやうひよりはあつくまき 在古強力の勇士着せしなり

金まぜの大荒めといふハいとめ草二枚の間へ鉄の板金をまぜて綴けたるをいふ也 黒韋威の大荒めといふハくろ革にて色々にもまじりしなり かくらみにても紐をとぢるべし

一 枚まぜの大荒めといふも右の金まぜの大あらめと同じなり 右脇田大荒目の鎧太平記唐例往来平家名門本志田草子盛衰記参考保元義経記保元物語等に見へ 尚形状おほよそあるべき

鎖胴の説

○くさり胴といふハ鎧にハあらずて鎖をおのづから胴を作りたる者也袖も草摺も無し胴だけ作りてうちにきてぬる也是をうちかたびらと云又かく胴と云あり袖も草摺もなく胴だけなりある者のうちかく胴とも云なるべし旧記によりて見るにかく胴ハ何まにも勇力の武者鎧の下に着たる也力量よりあさ者ハかくあふべからずして 図示に記せり

色胴といふハ衣の縫胴を絲子繻子或ハ深革に
て色をたる〻色胴といふ不と鎧の胴をつ〻むものと
心得たる説あり あやまり之

右色胴ハ古説よりハくるる名目之古代にもハなき
る名目なりし一向用ゆるに足らず 古ハ塗胴金胴綾く あり 黒板胴黒板金

胴桶皮胴空胴赤地絲子をて色をたる金胴
あるハいふ名目古説にハそり尚説教掛に絶え

相生相剋の鎧

相生ハ家なるに吉之相剋ハ家なるに凶なり人の本性に
よりて吉凶あり

相生の威毛ハ 木性水生の人ハ黒色水ノ 火性木生の人ハ青色木ノ
土性火生の人ハ赤色火ノ 金性土生の人ハ黄色土ノ 水性金生の人ハ白色金ノ

何れも吉之

相剋の威毛ハ 木性金剋の人ハ白色金ノ 火性水剋の人ハ黒色水ノ
土性木剋の人ハ青色木ノ 金性火剋の人ハ赤色火ノ 水性土剋の人ハ黄色土ノ

何れも凶之

吉凶右のごとくなりといへども吉凶に
あつまざる事をよしとしるなり 相生の鎧を着し
たりとも忠義を志す武勇をたしなまざれハ必ず
災ひをのがるべからず

四姓の鎧

源氏ハ黒色平氏ハ紫色藤原氏ハ萌黄橘氏ハ
黄色を用ゆ是ハ 清和天皇の内附関白良房公

具足のつゞと
いふハむしを
まろくぬひさ
るものあり
又ハ縅の緒ニ
て革の緘ニまて
物子の目をとう
ちつゞける

勅命をうけたまはりて始め定め給ふともいふ又
一説にハ村上天皇の御時天暦年中定め給ひし
ともいひ或説ともに世にひろまりしものとはなく
正しき記録古書にハ曽て見えざるなりされども
今よりしてみざるゆゑ旧礼の鎧とて定めしるとい
ふことなり

雑記

昔のまゝ面類のとゞりあけ鎧の袖そでのひどりせ
んだんの板などの縁の板をハむしり縫の板といふ
蓋縫あるなどむしぬひの板をハ何まで黒く塗
これし身のさう板も蓋縫など黒糸之

もつゞ之

鎧のうしろを色むる織物をハかもしぎぬとも曰け裏
ともいふ之草まで色むるをもれとしきぬといふ之うけ
当世具足にあり正式古制のよろひにハうけなし
離物といふ事胴の威毛と袖のれどし毛のまち
がひさるをいふ之
縫延といふハ鎧の胴の射向のこまきをとてふつゞひ
よしろる物出来しより後古の鎧のごとく射向の
板てつゞひなくしてのへ身あるをぬひのべといふ
なり
よろひをきせきくいふの大将の御鎧にかぎりさる
ことにいふハ非之手侍のをも着せまといふ之大将

よろひをかくの二つのかはしても具足とての数に入るべきをいぐそくといふなり

のちをかはの字を添てはきせながといひきせながとの
鎧の異名也胴丸腹巻なども字をつけ縅し鎧は草
ずりもきたるもいふなり前脊なしといふを
まろし又腹巻といふものを前なく定めたる人あり
腹之（本條曰異背なくこなるを俗説にあらず腹巻胴まきは背の方に合せる方腹の方よりあてきるをいふなりといふされば大将のよろひは背よりきるなり又きせながといふは俗言なり慶三年合戦記にきせなかをぬぎてのりするよしを関東へやるとあり是後年のよろひのなりをきせながといふなり）
具足といふもよろひの事之具足とは鎧をのみ云にあらず
そろへたるを具足といふ之類にてもあれ
その物の三具足など具足とは楽器のきぬ
とく鎧なめのもおなじ
あり具足は子ととのへたるものはきまりといふ

此事源平盛衰記に六作者詮そえなし又伊勢武者と

家之物のこうりもひろけあるまきをかたそくことゝいふ之
軍陣の具足といふる之一役に大将のをよろひ
をよひ平侍のをも具足と云又一役に昔のをよろひ
といひ当世のをぐそくといふ説あり此両説何ル
れも非之鎧冑年中行事に御鎧（白糸）是毛被管（ケハテキン）ヒクワン
中ノ宿老両人シテ持テ出ル時役人出向テ上手勤ス
ル人御具足ノ右ノ方ヲ受取とあり鎧をもぐそく
ともいひける證據之大将平侍の差別なし昔今の分
別なきこのをたるべし
伊勢武者は皆緋縅の鎧着て宇治の網代にか
かりけるといふ歌平家物語にみえたり昔平家の軍

いふ文字を
白児党とあり
又其の七字ながら
うぬるがくとて
をかりくるふ
とあり白児党
ハ伊せの国白児
といふ所の人々
なり

兵緋威の鎧兼て宇治川にてながれしをみて作言する
仲綱（源三位頼政の子）がよみしうたに宇治川は氷魚といふ魚
あるまゝのよせでく緋おどしをよめる歌なりその歌に
伊勢人がいづ魚威といふ威毛を作り出せり仲綱が歌に
緋おどしに氷魚（此名目古代の鎧に出たり）威にハあらじ
昔見し当世ぐそくとハいへ(?)むかしがたくハおなる
あるし其頃は絵などにありけるせし鎧の名く当世のぐそく
といふハ腹巻胴丸などの形のごとく組立を用ひとして
右の如きて引合せ張だし星障子の板せんだんのいた
鳩尾板逆板などもなく草ずり七枚下り胴を二つに
するやうにして申も四五十年もあり四五十年も

当代のよろひ
のかぐそくの
中に股引といふ
物ありつきの
下をふさぐ物
又古ハなき物
なりしてをく病
ありとこの外
当世ハさまざま病
なくの共に纔
多かるべし

又かしこまハ応仁年中の大乱久しくおのづからきそくる古
より鎧の作りやうもそれぞれの好みにまかせて作りし程
によろひに昔ありしぐつそり腹当并袖のくさん
ありし目のく当なごしいふ物を作りそくへよろひに
昔ありし弦走障子板そのほかのものともなくなりて
たるまゝにて昔鎧よりはこゝに備へり弓馬故
実記にあたらしきもの用ひしとあるもの附属て知るの
当世のぐそくなどハ昔ぐそくを捨てつかひ世中にし
ともに此書応仁以後の事なる當世のぐそくと
いへるなるべしさぐりを捨げてかせ申といふの
昔のまゝぐそく尊用ひのなるかくさげてもちがくし

今按 日或説ニ 腹巻ハはらまいてありきせ 背ニ合せ 板ありて 上ニ板有 袖あり 胴ハ 前の 胴 ... 二合せて 合ハせて 胸板 あてかざりせ 腹の板 無かりけれバ ... ひきあハせの也

当世のぐそくのくさずりハいくきれもつゞりたるといふ
ものあり 図末に記す
腹巻の事 是ハ背にて合せめに背板を
あてかざり合せする也 作りたるもあり 袖無く
是代ハ袖あるもあり 又障子板 鳩尾板 せんだんの
板なきもあり 無きもあり 草摺ハ前後左右合せて
七枚あり 小札毛引ならびの物ハよろひのごとし 古代ハ
腹巻を専ら雑兵などの下に着しける也 下腹
巻といひし 下ニ着てまきしといふ 別にハ多くまく
専ら 上に着るを上腹巻といふ 今按云 上着 云
東鑑 下学集 室町殿日記 参考保元 参考平治 参考太平記
随兵日記 光源院殿元服日記 万殿次第などにも見えたり 上腹

巻下腹巻ともいふ 毛引の 図末に記す
胴丸の事 又胴丸とも書く 胴をかこふ也 袖ハ無く
竹の筒のごとし 是ハ右の脇にて合せする也 鳩尾板なし
又障子の板 栴檀の板 鳩尾の板なども
なし 草ずりの上に胴引の縅を立挙 前後の
形よくして付る也 袖もあり 草ずりハ前後合て八枚
あり 小札毛引ならびの物ハ鎧のごとし
胴の事 胴丸ハ札の一段にかきあげてきる也 鎧の
ごとくあさくハなし 今按 日胴丸ハ 下学集 庭訓往来 同威毛の事ニ見ゆ
毛引は 図末に記す
腹当の事

後世の説後矢本ちを見せざるして身體に出る汗に用
ゆる故にハ後年をそふるゆへ又人のんによりてところひの
ゆに見えたるもあり後世ハ年々に移りゆのを
角くおくりしてせぶけにしづる故にてくも見えくも
ぬる之見るぐるそも細しおより古来のまき〜ひき
見しうしろまでこれ世をくろけゆの弦を張之
後世のゆを中たる事といふ人ぞ非之ゆたる矣
といふハ古書のり良きどのゆにたる矣を見えたる
るをいふ之ゆ後世ハいふ利別にあるにあらざ又
後世のゆにてハなし　出家曰古書の義を廃刑
万能成此古にさり　図事に記之
満記新物にあるを

嘗記に曰
袖ゆるしの有
様一の板より
ちの前に三布
の弦を常を
るやくに結え
いるを本をを
うけくうし
引きたまへ

袖弦の事

袖ゆるしハ弦手を二ツにおりて中手を裁べし長さハ
袖一つあけにきるべし何もおりめをそぬひハ表へ縫をもく
にあてるべし蓋臣にハ弦をはにおりて裁べし長さハ
袖一つあけに袖の丸二板ぐけにきる之袖に付るにハ
袖の毛をとりて手中より一ツおくへよせて付る之
そこでざるしハ前々に神前ハ横大がきつといふ事
へよせてつくべし
口傳に曰袖ざるしの事ハ大和のこのきに備るべし
文字をとりき袖名御名或ハ紋本をそへても大和の
如くにまうきべし　戦入ある時に敵身方を〜

につぎ為の袖じるしなれバ定法あるべからず定法
ある時ハ敵も其定方を用ひ身方も用るときハ
袖じるしのかひなかるべし笠じるしも是に同じ
ことなり袖じるし笠じるしハ諸軍勢一様に出
る事なり大将ハ鎌などを用ひらるゝとも出付る文
字の又ハ紋所などハ諸軍勢と同じかるべし笠印文
同し甲にハ笠じるし左右の袖にハ袖じるしを
付るなり何方よりみても敵味方のまぎれなきま
きまさしるしなんがなる之図末にある也

笠印の事

笠じるしの絹一寸ばかりにてひもを表へ付べし

其ハ紐まても又でめ合ちを取て横子に結べし其の
首に守り竿折までも又ハ針（糸を付て結ふまでも立つ）
之大将の家の紋負ひ大将ハ縁又ハ精好をも用ひ
らるゝなり大きさハ一尺三寸なり
口伝に曰笠じるしハ紋を出のをまに紐に付て何まで
も大将のんをまもるすべし又笠じるしハ向まに立
ざる時ハ首のうしろ笠じるしの環に付るなり
此時ハ竿を用ひざる也
笠じるし竿長さ一尺七寸なり（按するに日本紀東鑑盛衰記太平記梅松論参考太平記羅山文集藩翰譜暦代記出陣記書…雑記…五代記…にも図末にあるまて）

…堂蔵

中竿なるしのゝの緒二すぢを旗縫にぬくべし
先端よくりなく先は細く竹を割り入るゝ下のくゝ
りまハ細き組をのべ風にまかへ吹とされぬやうま
組の緒を曽の吹返しの内へつける緒ありそ緒よ
有る之家の役あるへし長さハ壱尺三寸より竿長さ
ハ壱尺七寸なり
右の竿ハ旗にて祈るべし一本立の竿ハ風面の附
とあり又へまろぜる有来の図のわくミ三立を用るより
小笠下の中の長き一尺三寸をたくわり五寸ねるての米
を割り入て絹にてつゝみ藍革にて継くゝむ
べしよみ藍二つのまゝ

右紋文の附ハ文字銀精好の附ハ黒字を用る
なり勅諚の下家の紋を用べし小笠原流之図来よちるを
竿長天七寸性のよき竹を割りてたつべし藍革
にてまくへこんがりよむきちぬ之図来は次
右の竿ハおよそなるしるべし二本立のさが
を用る之竿の寸法三寸ありとる事たゞ一尺笠原の
ちかその由る所り七寸之
笠原有るより由ひめの法を古寸を指へなきを
なり中しの緒ハ羽向の方へなきを之合をむ前之
ハ傳に日右の笠なるしの紋文七星九曜日輪
并八宿梵天帝釈摩利支天ハ限りなる定法

にあてゝ歎身方をつんでべきなるの益ありしあれ
ハ路次又ハ途中のうちハ大将の心にまかせ何なり
ともひらひらくるべし夫のうちも定りハ好にまかせ
べし袖袂も差渡も法定寸勢一様にきたるべし
まん字の下ハ(ウン)此字の下へ摩利支天の字之二寸に胸板に
まハざん字のをとゝのへてまん字の下ハ(バン)此字の下へ大日の字を
三寸置に右の袖にきりく字をかきてきりく字ハ(キリク)
此字の下へ阿弥陀又大威徳明王の字の下へ次にをとし付にはん字をを
一つくへ次にをとし付の方よりて天蓋んを取の上に一字
こんろんをかく(ホロン)是金輪之左白の字なり次に
面よりまつこうに不動の咒をとゝのへて(センマン)是

玩堂蔵

ふう月ハ笠玄
るしのくらん

不動の字之 此守をゝへきる先ゝまし かきとゝのへくのふに此身あり
同動住のうち右の袖に為九矢を至次弊をおてた
より弁桂ひしうち三段へ伊勢大神宮ハ八幡大菩
薩を動住中へ次に右の袖氏神を動住中へ一寸
胃動法押付の方より梵天帝釈日天月天七星九
曜二十八宿を動住中へ次に胃と矢と幣とをおき
せくちんうらに座しておかげ師子の下ハ至被甲次に
中段の様を中右より三段弁たちて弾指三ツして
送りおさむ之又甲の前立の附被甲護身の下咒之この動
法も行ふへきどもくのん次身あり きとゝもくくのん次身あり
具足のうちのうち摩利支天と書く一字ツゝきうらく

塚堂蔵

の事あり 名ハ笠じるしのくわんといふ 笠印付くる所ハ [illegible]

鞍(?)の字ハ冑の前付の下に付る 利の字ハ鞆(?)向の
袖に付る 女の字ハ右の袖に付る 天の字ハ馬に乗る
時ハ鎧まで縫くらむべし 但し冑も付べきにも付まじきといろいろ沢山あり
よろひを着する事をよろふといふ事あり 古書にある詞也
何る程に矢を肩ぎるりのハよろふといふべしと云ふ [illegible]
多く着きをることも物のくさるとも云ふべし 云く此後(?)
非人矢を肩ぎてし鎧着せるをハよろふとも云ふ
具足着る物のくさりつけて矢を肩へ附にもいふべし 信(?)
矢もかりこしめん○ 東(?)諫日 保元物語に武者所以下甲冑を
とよろひ矢弓をたんばそしあり あやしげなる男あるひハ甲冑を
よろふとあり 又平治物語に甲冑をよろひ
着ても常着る者もありしかバ 云く我物語に陣のけ
いごの武士ハうちうりをよろひ弓矢を着きる陣にハとう
まつがひとて云く咎く文をて矢を肩へふ肩ぎ
るまくりしぎるにれ参考をすべし

真丈曰 悪日悪方も恐れかくるれバ凶となる かくらざれバ凶とならずされども陰陽家の日まんがくる人なりあり 法人の為に古来ハ悪日悪方をいむべし

鎧きる時吉方のこと 関神の方へ向ふべし 子の日より三ツ
めの方也 子の日ハ子丑寅と三ツ目寅の方ハ関神の
方也 是れ此の方ハ又ハ鬼門の方なり 年のふさがりの方
あらバ又あくらバ玉女の方に向ふべし 子の日より九ツめなり
子の日ハ子丑寅卯辰巳午未申とかぞへて申の
方ハ玉女の方なり 前に縁あらバ何方も出陣して南
う東又ハ戌亥の方へ向ふべし 北ハいむべし

鎧着る時次第のこと 関附明細家蔵(?)相伝(?)よろひ着用次第を参考すべし

第一 手纏 たぶさぎの事なり
第二 小袖
第三 下の帯 下の帯とハ小袖の上にまとふ帯なり
第四 脛巾 きゃはんなり
第五 弥巻(?)

第六 ゑぼし　第七 半首 かほの半分をさす 先左次右
第八 すね当 先左次右　第九 ゆがけ 先左次右
第十 袴 よろひをきる時の下にいれてよろひ直垂ハ先にきて先左足次右足
第十一 むざ 襪 先左足次右足　第十二 小太刀 むきによろひの上にさす
第十三 鎧直垂　第十四 直垂の腰帯
第十五 直垂の袖くゝりの緒縮る 先左次右　第十七 鎧
第十六 脇楯　第十九 つらぬき 先左次右
第十八 鎧の上帯　第廿一 太刀 弦袋
第二十 刀さやまき之　第廿三 初ノ番 より次第にかけならべ別
第廿二 征矢 箙を肩にかけ箙の上帯をいふ　第廿四 弓
バつぎをかけて懸けよ

第廿五 一のふと
母衣絡をかくべきあらハ征矢を負て後かくべし
扇をバよろひの引合せにさし又ハ高紐にむすびて
付置し
鞭ハ弓手に付て後脇楯のむちさしのつがへに横にして
さし置べし箙にもむちさしのあれども是ハ
このけがくへの為又ハ厩の者の腰にさゝせるものと
し是をむちさしの役と云
鎧着用の次第諸説あまたども次第形まさるあり
或ハ小ぐそくのもれさるもあり用ひがたし右の
わけをもさを用ゆべし左の次第をあつらへ左に並

あらざればこん雑して萬事にまどふ事あり
よろひをきる事もやくある事也武藝の一つ也
大将出陣の時ハ出ぢんのいはひあり式の者まで三
献参らく法祝あり此時甲冑を着して床机にこし
をかけて三献参る也祝終て来るかふ時中門にて
太刀をはき征矢負ひのまかうりなる也此弓ぶくろをハ人
にもたせらるる也是ハ後代出陣の時のる也
大将軍出陣の時籠さし座敷に出る時に法冑の
役人法冑を弓のにおゐて右の手をつきて呼出し
より後の方の法に右の手をこのけて鉢の内へ右の手を
入くいかにも丸とくとくべし其後法冑に参りてかるに

着るべしふるまひハ法のごとく竿に貝かうり神妙なる
を右の方へまはせてべからず後をみるべからず
法冑を大将に着せ申すなるをきせ冑の緒を
しめさく左の手に緒をとらせ右の手にて先のむび
の緒を一きじとりて参らせは大将弓をさきは先
さし右の手をば後のなるを内に入てきるハなし
又冑の役人弓矢を帯しさるハ弓を左へ執直し
うでにかけ入て冑をて参は但所によりて弓なし
なるにいづまも用る事なし弓を持ぜハ馬袪箙を一
にかせてべし是ハ法にまて色くの悪事児ふる事あり
口傳に曰出陣の時なるいぞへ又或ハさかりしかなくの

いましきてみある時かぶとを着て軍旅を行ふ
者の心えまてくじを切ると心得されハ藤雅あらしく
人の鎧をつんせるる時ハ先右をつんて次ニ射向の袖を
つけ次ニ右の袖をつんくる抜もどりくあるより冑をつんる
べし又右をつんて次ニ冑抜射向次ニ右の草ずりの下にハ
つんるべしうしろをバつんるときハべしうしろにて押付を
つんよとやさされバてるみのつきより総角をつんるべし
あむる組ハけくき抜まてれハともあつたきを鎧て
いつとも云べしそれ抜きをとくべうしまてよるひをハとり
てハつん抜あつん冑たくりつんる時も三方をさるべしぞん
ゆうり同なり

大将の鎧ころひを着して後佐々ある時ハ猫楯をとだし
鎧の前にあらく見せべし後にハ招楯ハ鎧の間にあ
て見せる抜あまどもも大将の鎧ころひ見せる時に
右のまくしきる也を右ハもし大将を鎧ぬきされん
とする時ハ先一番にまいぬてを前にくぬきせやべき
うらかよ鎧の前よまんぬてをあるよ是故実也
是ハ鎧着の役人の覚悟也
甲冑の字の事甲ハよろひ也冑ハかぶと也東鑑にも
右のごとく用ひたり源平盛衰記も前にも右の通
に用ひたり源平盛衰記も前の諸書にハ多く甲
をかぶと冑をよろひと用ひたり是誤也甲士甲之

抔といふ冑の甲の一字までかぶとゝ訓とも兎角云傳へ
武具の文字を代るとての文字を出しても文字は
附てもよきての新説をもうけて俗を惑するものなる
に依ても云べからず冑の纓ハ纓の字を用べきは云迄と
まゝなけるやう椎の胤粒枝とも出すべきは撥枝とも出したる
る彰ちぬし只やさしくのよ義理ゆへる字を用ゆべし
まての異字を添釈して漸くよ義理の明なるやうなる
これ皆是を代の人の新作にて人を迷すを者用べから
ず物よりて文字の知ざる者ハくろよしにて通べし
ことぶりにて文字を附るハ悪し

フシナワメノ革ノ図

品革ノ図

同キニ返シタル革ノ図

小サクラ革ノ図

アイ白地ノ革ノ図

同キニ返シタル革ノ図

鎧之図

ヲモタカヲドシノ図

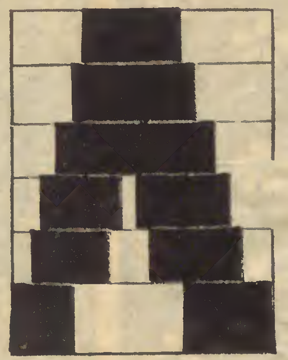

カシトリ威ノ糸ノ図

シキメノ図

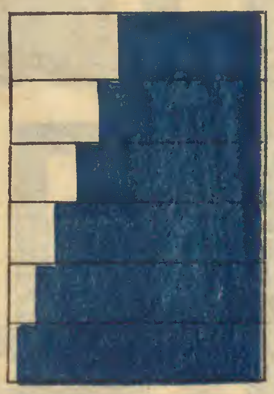

サカヲモタカノ図

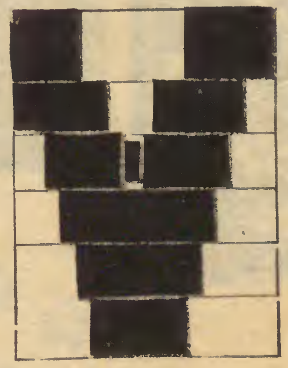

股楯

ツボイタ
コザクラノベウ
コシノヲ

同アツル図

ツボノヲ

胴丸

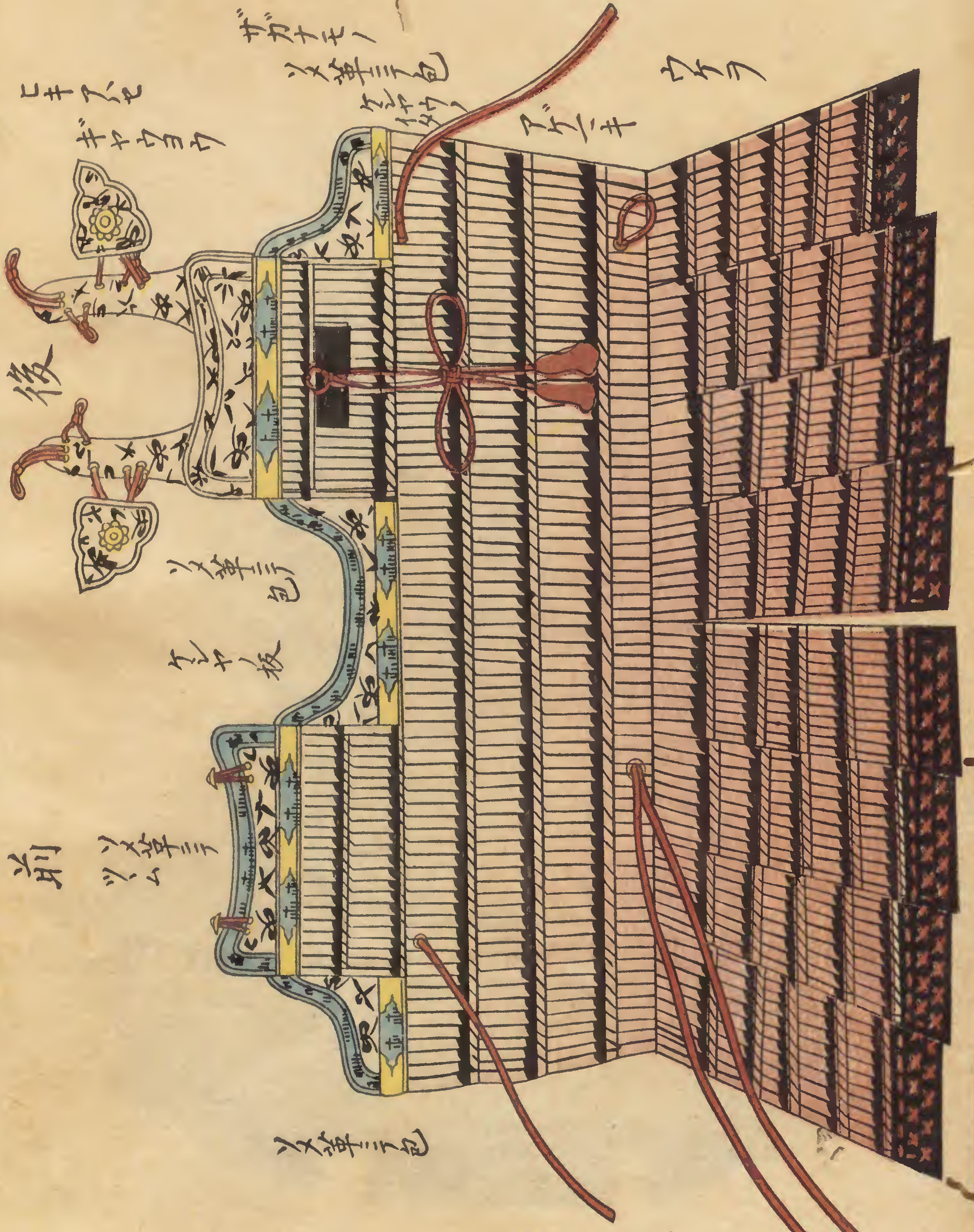
後
前
ギヤウヨウ
ソメ革ニテ包
ケシヤノ板
ソメ革ニテツヽム
ソメ革ニテ包
引合ノヲ

當世具足之図

前

カタアテニコヒレヲ袖ノゴトクふ札毛引ニシテ付タルモアリソレモコヒレトモ云

後

鉄胴

ワタカミ革ナリ

包胴ト云ヲヨロヒノ胴ヲ包ムコト、心得ルハ誤也ヨロヒハ弦バシリトテ前ノバカリ深革ニテ包ナリ何レノ鎧ニモ弦走ナキハナシ

惣躰ウルシヌリ也又是ヲドンス、シユスソメ革ニテ包タルヲ包胴ト云ナリ前後左右惣躰ヲ包ナリ

腹當之図

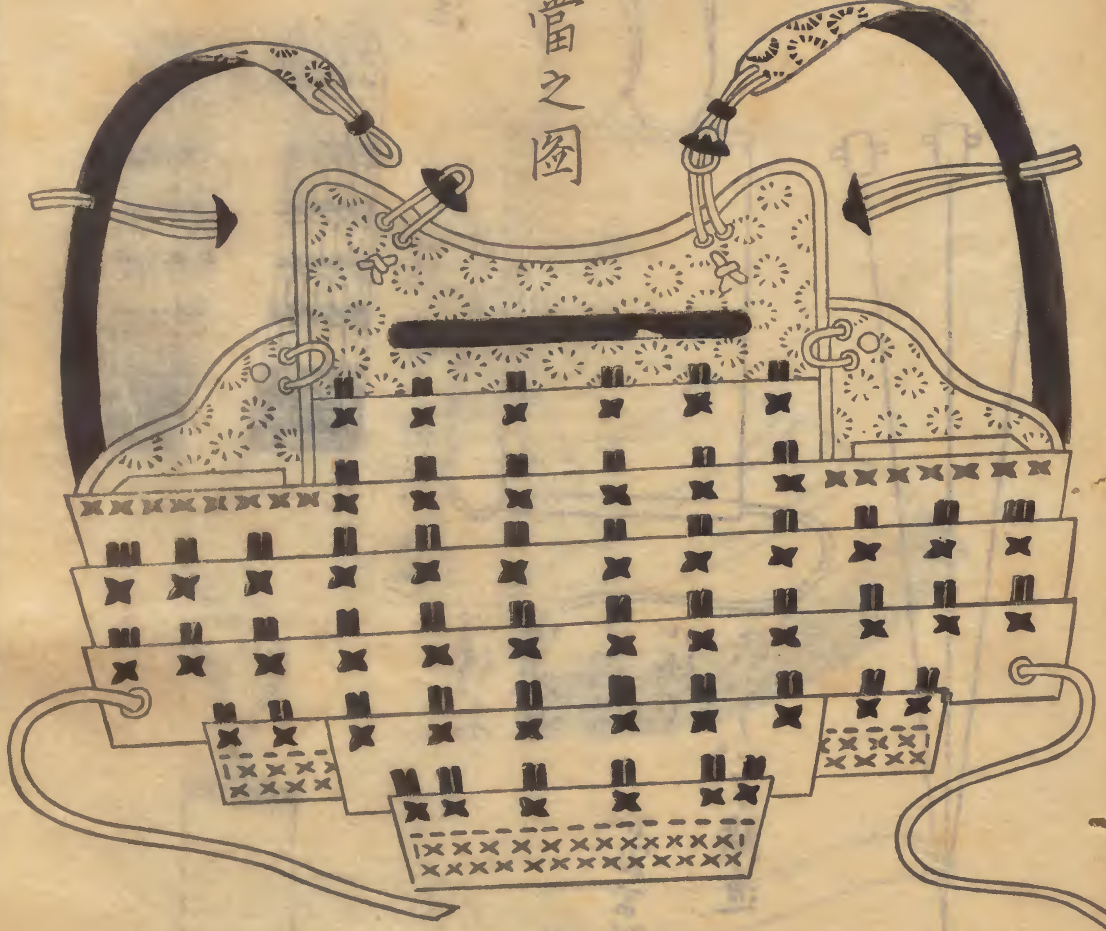

鉄鉢之図

是ヲハウブリ

鉄鉢之図ト云ハ非也平首ハ別也

キタヒカ子ヲウスクノベテ作ル也鉢ノ内ニウケバリアリ

中笠注

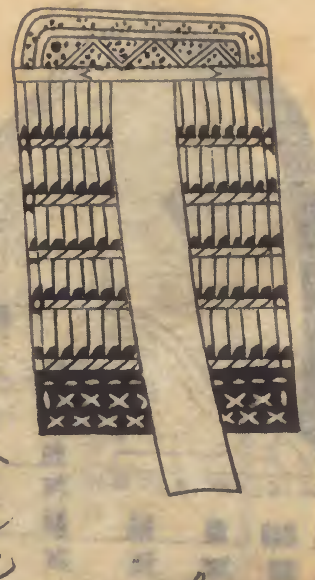

口傳ニ云冑吹返ノ内ヘワル緒アリトハシノビノ緒通

同竿

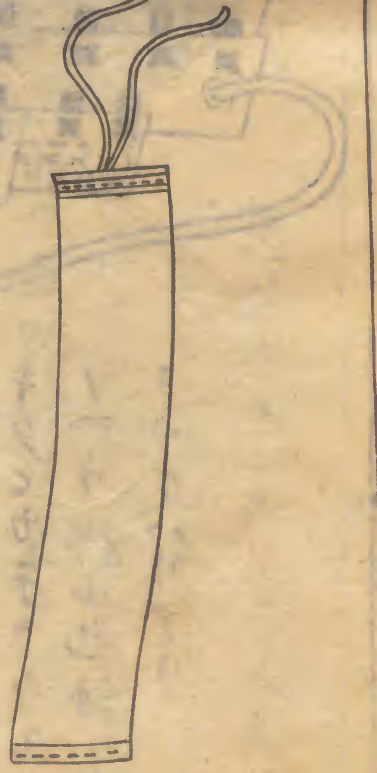

卍

卍ノ字詳ナラズヨノズ

天罡咒咀生ノ字ヲ主用ル歟

笠注

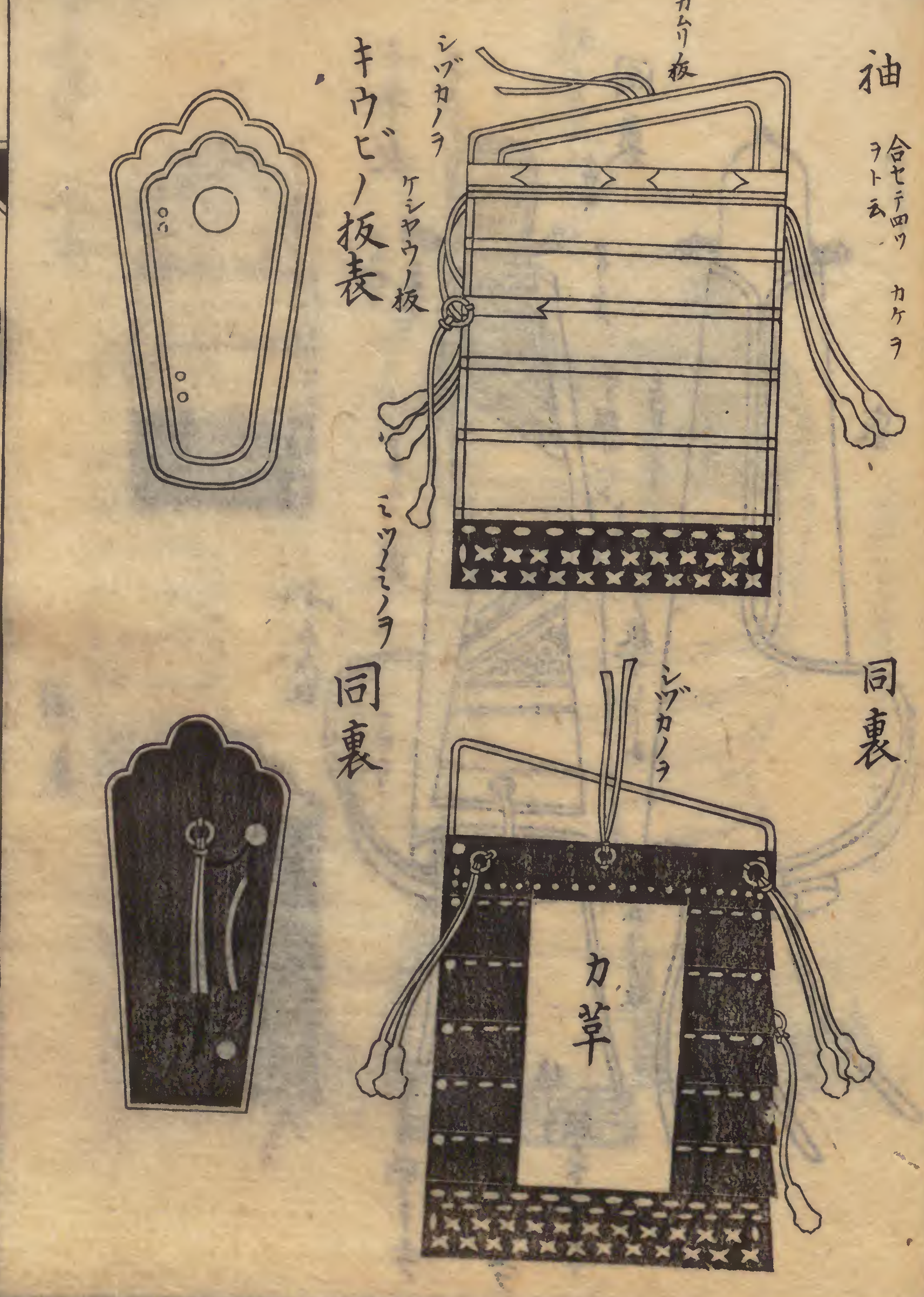
袖
合セテ四ツヲト云
カケヲ
カムリ板
シヅカノヲ
ケシヤウノ板
キウビノ板表
ミツミノヲ
同裏
シヅカノヲ
力革
同裏

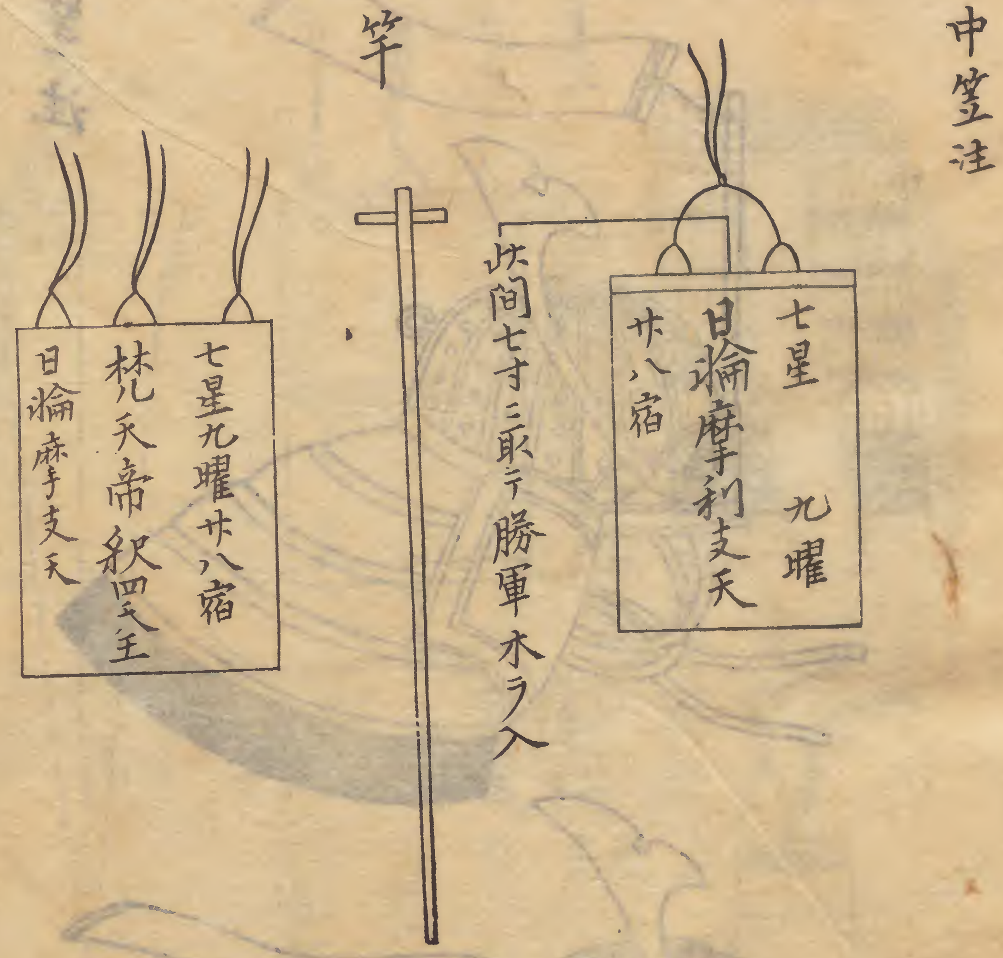
中笠注
七星　九曜
日輪摩利支天
廿八宿
此間七寸ニ取テ勝軍木ヲ入
竿
七星九曜廿八宿
梵天帝釈四天王
日輪摩利支天

センダンノ板表

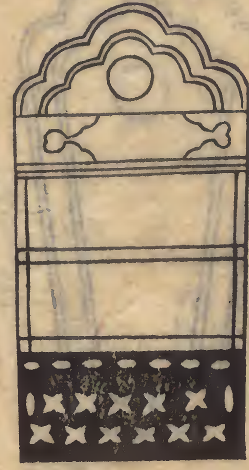

同裏

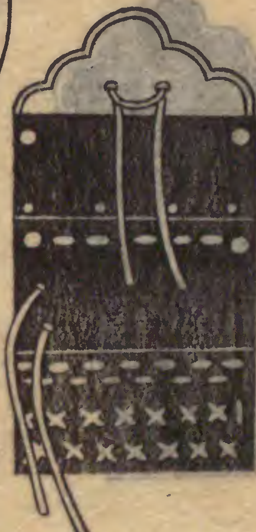

小手表

同裏

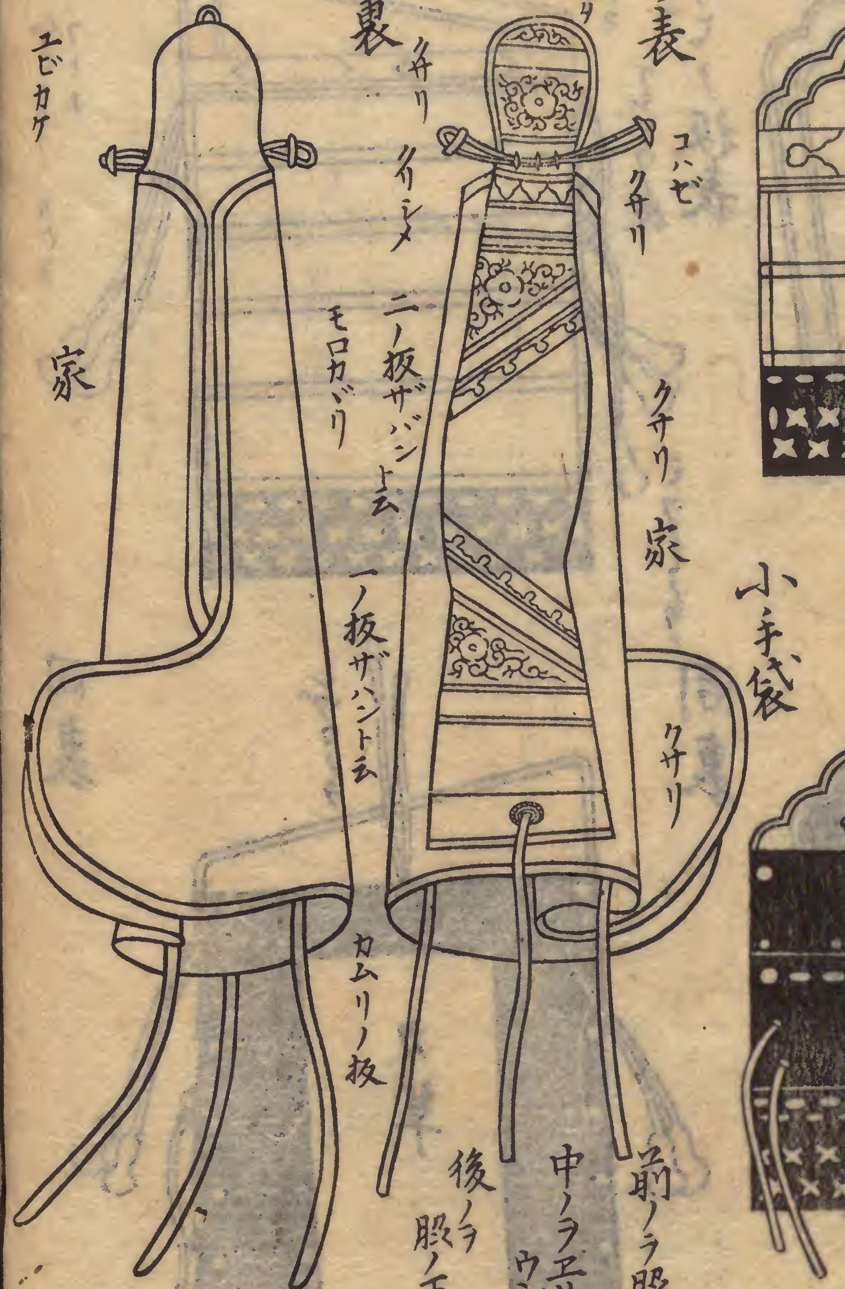

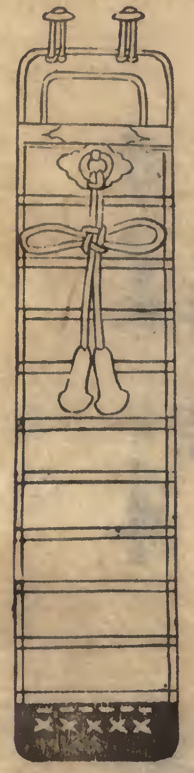

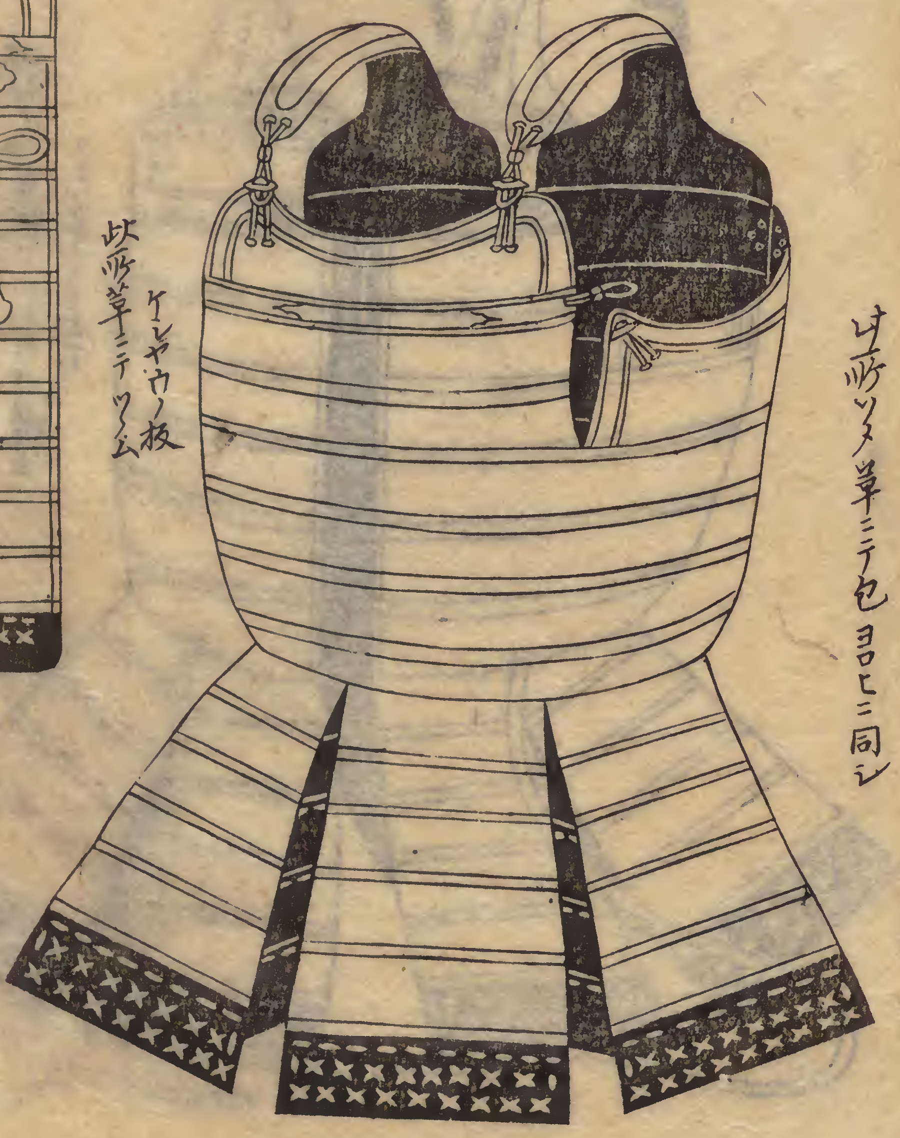

同後

国立公文書館
National Archives of Japan